

平成24年第6回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成24年12月13日（木曜日）

○議事日程

平成24年12月13日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	6 番	木 村 一 彦 君
7 番	山 本 久 江 君	8 番	安 村 政 治 君
9 番	上 田 和 夫 君	10 番	田 中 敏 靖 君
11 番	和 田 敏 明 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	清 水 浩 司 君	14 番	重 川 恭 年 君
15 番	安 藤 二 郎 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	河 杉 憲 二 君
19 番	三 原 昭 治 君	20 番	今 津 誠 一 君
21 番	平 田 豊 民 君	22 番	中 林 堅 造 君
23 番	田 中 健 次 君	24 番	松 村 学 君
25 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君
総 務 課 長	末 吉 正 幸 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
健 康 福 祉 部 理 事	江 山 浩 子 君	産 業 振 興 部 長	吉 川 祐 司 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君	入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君
会 計 管 理 者	亀 重 正 勝 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君	消 防 長	永 田 眞 君
上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 御起立願います。おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、山本議員、8番、安村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをいたします。

早速これより質問に入ります。最初は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） おはようございます。公明党の山根祐二でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

家電リサイクルについて質問をいたします。

平成10年当時、家庭から排出される廃家電製品は、年間60万トンであり、その処理

は、産廃処理業者が約60%、自治体が約40%を実施していました。そして廃家電製品の一部は金属などが回収されていましたが、約半分は、そのまま埋め立てていました。

廃家電製品には、鉄・アルミ・ガラスなどの有用な資源が多く含まれ、また我が国の廃棄物最終処分場の残余容量も少なくなっており、廃棄物の減量化とリサイクルが求められていました。

このような状況を踏まえ、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に、新たに義務を課することを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた「家電リサイクル法」が平成10年6月に制定され、平成13年4月から施行されました。

この法律では、家電4品目について小売業者による引き取り及び製造業者等による再商品化とリサイクルが義務づけられ、消費者には家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどを、それぞれの役割分担として定めています。

また、製造業者等は、引き取った廃家電製品のリサイクルを行う場合、定められているリサイクル率50%から70%を達成しなければならないとともに、フロン類を使用しているものについては、含まれるフロンを回収しなければなりません。

国の役割としては、リサイクルに関する必要な情報提供や、不当な請求をしている事業者等に対する是正勧告、命令、罰則の措置を定めています。

そのほか、消費者から特定家庭用機器廃棄物が小売業者から製造業者等に適切に引き渡されることを確保するために管理票制度が設けられており、これによりリサイクルが確実に行われているかどうかを、消費者からも確認することができるシステムとなっています。

一方で、現在、パソコンや自動車では、新品の販売価格にリサイクル料金は上乗せされて販売されていますが、この家電リサイクル法の対象となるテレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコンは、廃棄する際にリサイクル券を購入する後払い方式となるため、かえって不法投棄を誘発しているとも言われています。

また、皆さんも見かけられたと思いますが、軽トラックなどで廃家電の無料回収を行う業者がおり、回収された品物は輸出して修理された後、再び販売されたり、分解し金属買取業者に販売されたりする実態があります。

ところが、自治体の収集運搬の免許はない業者が廃家電の回収を行う場合、廃棄物処理法に違反することになります。

例えば2010年6月10日、神奈川県警察、宮城県警察は消費者庁と連携して自治体の許可なしで収集運搬したとして、神奈川県藤沢市の廃品回収業者を摘発しています。ま

た、特に悪質な業者は、無料回収ではなくリサイクル料を徴収した上で、夜中に人目のつかないところへ不法投棄をしたり、金属回収業者へ渡したりすることもあります。

実際の例として、奈良の国道事務所が冷蔵庫の買い替えの際、正規のリサイクル料金を払って家電店に修理を委託しましたが、この家電店主は廃品業者に横流しして横領し、舞鶴から輸出される船上でコンプレッサー部分の銅製品などを抜き取り、不用な部分は海上に投棄して漂着ごみとなった経緯や、リサイクル券の管理団体のずさんな管理実態などが報告されています。

本市におきましても、上記の無料回収業者が見られており、全国の例では回収した後で別に手数料を請求する業者もあるそうです。また、トラックで回収するだけでなく、空き地を利用し、無料回収場所として提供し廃家電を引き取る実態があります。

雨ざらしで置かれていると、鉛やヒ素などの有害な物質が流出することもあり、乱暴に扱うと、フロンガスが大気中に放出される恐れもあります。

当然、正規のリサイクル券は発行されていないので、廃家電の最終処理状況を確認することはできません。公然と業者が行っており、無料であるので、市民は悪意なく利用していると考えます。しかし回収された廃家電が原因で、国内や海外で環境汚染や健康被害が起こっていることが報告されています。

具体的にはどんな例があるかということ、環境省が調査したところによりますと、回収された廃家電はそのほとんどが、輸出業者などを通じて海外に売却されています。回収業者は、まず回収した家電製品を国内のヤード業者に持ち込みます。ヤード業者とは、周囲を高い鉄の壁で覆った作業所で、使えなくなった家電製品を保管したり解体したりコンテナに詰めたりする業者をいいます。ヤード業者はスクラップにしたものを海外に輸出します。重機でスクラップにする際、環境のことを考えないでするため、冷蔵庫やエアコンなどに含まれる、フロンガスや鉛などの有害物質が大気中に放出されます。

フロンガスは大気中のオゾン層を破壊したり、地球温暖化を引き起こすものとして指摘されています。スクラップは輸出業者に渡され、船で輸出されます。ここでも保管状態が悪いため、港でスクラップが火災を起こし大規模火災になった例や、船で輸送中に発火する事故が報告されています。

そして、環境省の調査によりますと、これらの一部は中国・ベトナム・フィリピンなどに運ばれています。日本から輸出されたスクラップは、現地で不適切に扱われています。現地の人々は、廃家電を屋内で解体し、鉛を溶かし、電子部品を取り出します。また、焼却して金属を取り出しています。この際、有害物質を含む煙による健康被害も懸念されています。

実際、現地では、黄色い煙がただよい、異臭がしている状況もあります。わずかの金属を取り出した後の残りは、道端に捨てられたり、各地に不法投棄されます。我々が何げなく出した不用品で、世界ではこんなことが起こっているのです。

そこでお尋ねいたします。防府市では不用品回収業者に対してどのような対応をしているのかお答えをください。

さて、携帯電話やデジタルカメラなどの、使用済み小型家電に含まれるアルミニウム・貴金属・レアメタルなどの回収を進める小型家電リサイクル法が公明党の主導により、本年2012年8月に成立をし、来年2013年4月に施行となります。

現在、我が国では、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属の多くを輸入に依存し、その大半は、リサイクルされずに、ごみとして埋め立て処分されていますが、同法により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。

新制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することが狙いとなっています。既に先駆的に取り組んでいる地方自治体もありますが、制度導入は市町村の任意であり、回収義務の中心的役割を担う市町村が、どれだけ参加できるかがリサイクル推進の鍵となります。

そこで、小型家電リサイクル法成立に当たり、その取り組みについて、本市の御所見を伺います。

○議長（行重 延昭君） 16番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、家電リサイクル法で指定される、家電製品の不用品回収業者による無料回収への対応についてのお尋ねでしたが、御承知のとおり家電リサイクル法は、消費者、小売業者、製造業者それぞれの役割分担のもと、廃棄物の減量とリサイクルの推進を図るため平成13年4月1日に施行されました。

特定家庭用機器としてエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目が指定され、小売業者には消費者からの引き取りと製造業者への引き渡しが、製造業者等には引き取りと再商品化、リサイクルが義務づけられるとともに、消費者には収集運搬とリサイクルに係る費用の負担を求めています。

また、地方公共団体は、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するために必要な措置を講ずることとなっているものでございます。

本市におきましては、円滑なリサイクルを促進するため、リサイクル料金支払い済みの特定家電の収集運搬を市で行っておりまして、個別収集の場合は1台につき2,300円、クリーンセンターまで持ち込んでいただく場合は1,400円の手数料といたしております。

また、市広報、ホームページ及びリサイクルカレンダー等を通じて、家電リサイクル制度の普及啓発に努めているところでございます。

家電リサイクル法の対象となる家電製品の無料回収につきましては、議員御指摘のとおり、銅や鉄の需要の高まり等により、不用品回収業者が増加しておりまして、不適正な処理などが全国的な問題となっております。しかしながら、廃家電等の不用品を無料で回収する行為が、廃棄物でなく有価物として解釈される場合もありまして、廃棄物処理法に明確に違反する行為として断定できず、強い指導が行えない状況でございます。

このような現状に鑑み、不適正な処理ルートへの対策を強化するため、国から平成24年3月に「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断基準」が通知されたところでございます。これによりまして、たとえ有価物として取り扱われたとしても、年式が古く再使用品として市場性が認められない場合や、野外保管等、再使用の目的に適さない粗雑な取り扱いを行う場合は、廃棄物に該当することが明確になったものでございます。

本市では、数年前から廃家電を回収する業者が営業を開始し、現在も市内5業者が、5カ所で家電無料回収を行っていることを確認いたしております。国が示した基準によりまして、県及び警察と合同で不用品回収業者への実態調査を実施し、一般廃棄物処理業の許可なく、家電リサイクル法の対象となる廃家電の収集運搬、または処分することは違法でありますことから、廃家電の回収について中止するよう指導したところでございます。

しかし、いまだ市内には家電リサイクル法の対象家電を収集する業者がありますので、より充実した対策が必要であると考えております。今後も、不用品回収業者の処理実態の把握に努め、県、警察と連携して違法な廃家電の収集についての指導強化を図るとともに、市民の皆様に対しましても、不用品回収業者への排出が違法であることを、市広報、ホームページなどにより周知するなど、家電リサイクル制度の適正化に努めてまいりたいと存じます。

次に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の制定に基づく取り組みについてのお尋ねでございましたが、御承知のとおり、使用済小型電子機器等には、資源として価値ある有用金属が含まれておりまして、都市鉱山と呼ばれるなど、その資源としての可能性がかねてから指摘されてきたところでございます。

議員お示しのとおり、鉄類などの一部を除き、十分なりサイクルが行われているとは言

いがたい現状が続いてきた一方で、新興国の経済成長や技術革新への対応などのため、レアメタルを初めとする有用金属の重要性が急速に高まっているところでございます。このような状況を背景に、新たなリサイクル制度の構築が急ピッチで進められ、本年8月に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が制定されたものと認識いたしております。

平成25年4月の法施行に向け、今後、再資源化を実施する事業者の認定基準や、法の対象となります小型家電などの品目が定められることとなっております。

対象品目は、循環型社会形成の推進に資するため、100品目余りが対象となる見込みでございますとともに、その中から、高品位で特にリサイクルすべきものも、特定品目として提示されることとなっております。

また、この制度は、これまでの個別リサイクル法のように、何らかの義務的措置を設けたリサイクルの推進ではなく、自治体や再資源化事業者、小売業者等の各主体が、柔軟に、連携・協力してリサイクルに取り組む、「促進型」の制度となっております。

このため各市町村は、制度への参加の可否をみずから判断するとともに、実施する場合にも、回収品目や回収方法等を選択することとなるものでございます。

本市におきましては、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小化する循環型社会の形成に向け、新たなごみ処理施設の建設を進めておりますとともに、新施設の稼働を契機といたしまして、一歩も二歩も進んだ3Rの実践活動を展開していくため、「ごみ処理基本計画」を策定することといたしております。

計画の中で、リサイクル率を30%以上に引き上げることを数値目標の一つとし、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施や、新施設における資源化などにより、より一層のリサイクルを推進することとしておりまして、小型家電などの新たなリサイクルについても検討を進め、推進していくこととしていただいております。

今後、小型家電等のリサイクルに向けまして、法施行により、再資源化を実施する国の認定事業者も順次、決まってまいりますので、その動向を注視し、認定事業者との必要な情報交換等により、本市で対象とする品目の選定や回収方法等の検討を進めたいと考えております。

いずれにいたしましても、循環型社会の構築に向けまして、効果的かつ効率的な小型家電などのリサイクルを推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、以上答弁といたします。

○議長（行重 延昭君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

御答弁では、今までは、廃棄物であるか有価物であるかにより、強い指導が行えなかったということがありました。廃棄物であれば、回収業者は自治体の発行する一般廃棄物収集運搬の免許、これがなければ廃棄物処理法違反となるわけでありますが、答弁にありました5業者を把握しているということでありましたが、この5業者について免許の有無についての確認はいかがでありますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 不用品回収業者の一般廃棄物処理業の免許とおっしゃいましたが、許可でございます。許可の有無についての御質問でございますが、今、おっしゃいましたように、県——保健所でございますが、県と警察とで合同で行いました実態調査の中で、市内の5業者につきまして、立入調査を実施しておりますが、いずれにいたしましても、いずれの業者も収集運搬に関する一般廃棄物処理業の許可は持っておりませんでした。

許可が必要な場合とそうでない場合、いろいろあるわけでございますが、廃棄物処理法第2条におきまして、廃棄物について定義されております。廃棄物とは、占有者がみずから利用しあるいは他人に有償で売却することができないため、不用になった物を廃棄物というふうにいるわけでございますが、廃棄物に該当するかどうかというのはそのものの性状、性質、状態ですね、排出の状態、状況、あるいは通常どういった取り扱いをするのか、どういった取り扱い形態をするのかといったこと、あるいは取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案することとされておるわけでございます。

廃棄物処理法第7条第1項におきまして、みずからの廃棄物を運搬する場合は、もっぱら再生利用の目的となる廃棄物を運搬する場合を除き、他人の一般廃棄物を収集運搬する場合は、市の許可を受けなければならないということにされております。

家電リサイクル法の対象となります使用済特定家庭用機器の、この無料回収につきましては、先ほど市長が壇上で申し上げましたように、このことしの3月に、国から通知が来ておりますが、これによりまして、たとえ有償で取り引きされたとしても廃棄物に該当され、収集運搬に関する一般廃棄物処理業の許可が必要であるということが明確になったわけでございます。

したがいまして、市内の無料回収業者は一般廃棄物処理業の許可を持っておりませんので、家電リサイクル法の対象となる家電製品の回収を中止するように指導しておるところでございます。

また、家電リサイクル法対象外の家電製品があるわけでございますが、これにつきましては、処理費を取って回収している場合は、明らかに廃棄物というふうに判断できるわけ

でございますが、これは許可が必要となります。しかしながら、無料回収やあるいは有償で買い取られる場合は、有価物としての判断もできますので、許可の要否につきましては個別に判断する必要がございます。

今後は、議員もおっしゃいましたように、小型家電リサイクル法が制定されたわけですが、この小型家電の適正なリサイクルが求められる中で、その取り扱いも変わってくるのが考えられます。情報収集に努めまして、県あるいは警察等、連携しまして、不適正処理に対する指導に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 法の成立によりまして、今度は、そういった回収業者が家電リサイクル製品を回収した場合は違法と判断されるというような御答弁も、答弁の中にありましたけれども、そうすると、今までと今からの、この市の対応というのも若干変わってくるように思います。

免許がない業者が、今、5業者とも免許がないというふうに言われておりますが、免許がない業者が、先ほどから説明がありました有価物ではなくて廃棄物を運搬すれば、これはまさしく、今まででも違法であったわけですがけれども、今までは、具体的にはその有価物、それから廃棄物の判断も含めまして、どのような指導をしていたのか、で、今回、この5業者に立ち入りをしまして、法成立を踏まえまして、家電リサイクル製品の回収は違法ということも含みまして、これからの指導、今までの指導とこれからの指導はどのようになっていくのか、その辺のところをお答え願います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 市長が壇上でも申し上げましたが、この辺の実態の把握につきましては、先ほども申し上げましたとおり、県——これ保健所でございますが、それと警察と合同によりまして、不用品回収業者の実態調査を行いました。ことしの6月28日に行っております。

業者は右田地区に2業者、そして牟礼に2業者、中関に1業者、計5業者おったわけでございます。これに対して立入調査を行っております。

回収の実態といたしましては、2業者が市内を巡回いたしまして無料回収すること、そして加えて、営業場所での無料引き取りも行っております。残りの3業者につきましては、無人の回収場所で無料の回収を行っております。いずれの回収場所でも家電リサイクル法の対象となります家電製品が確認されましたので、回収の中止を指導しておるところでございます。

今後も、引き続き立ち入り調査を実施するなどしまして、不適正処理に対する指導に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。そうすると今後は、軽トラックが回収する際に「御家庭で不要になりましたテレビ・エアコンなどの回収を無料で引き取ります」というアナウンスに対しては、最初から違法であるという判断で市民がそれに対応するのは違法であると、こういった判断でよろしいでしょうか。はい、了解です。

今、5業者に対して、るる説明もありました。無人の回収場所もあるというお答えもありましたけれども、無人の回収場所に、市民が自分でリサイクル家電を持ち込んで置いていくという行為も、今まで見られたわけでありました。

で、雨ざらしとなっているということが、今まで放置されてきたわけでありましたけれども、そういった今までの状況、私、以前にもそういった状況を部長にちょっとお話したことがあるんですけども、そういった雨ざらしとなっていた今までの状況について、環境への影響、これはどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今、議員がおっしゃいましたように、以前からそういうお話も伺っておりましたが、雨ざらしにされる家電4品目等については、周辺環境に大変悪い影響を与えるということは認識しております。

現在、従前集められておりました家電製品につきましても、2業者、回収して回る業者について、調査につきましては、その6月28日以後行っておるんですが、その事実はありませんでした。家電製品はございませんでした。

ただ、無料で置かれている分につきましては指導しておりますし、ロープを張る等して、持ち込みを許さないようにしていただきたいという指導はしております。そして看板にも、そういったものは搬入できませんという旨の看板が掲げられておりますので、その辺は今後またさらに徹底してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 雨ざらしで回収している商品の中に、現在であればリサイクル商品がそこにあれば、当初から違法であるという判断ができるわけですけども、そこに家電リサイクル対象外の商品が雨ざらしで置かれている場合は、これは、有価物であると判断する、業者がそういう主張をするのであれば、再利用が前提というふうになるわけでありまして、家電リサイクル品目以外の家電製品、こういったものが無料回収場所で雨ざらしで、今後発見されるようであれば、それはどういうふうに解釈をすればよろ

しいんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） この問題につきましては、従前から非常に難しい問題として取り扱いに苦慮しておるところでございます。

この家電リサイクル法に指定されます4品目以外の家電製品、これにつきましては搬送許可というか、これは、有価として考えられるケースが多くございまして、これにつきましては、これ警察の許可になるわけですけれども、古物営業法に基づく許可、それと金属くず回収業の許可、これが必要になります。

実はこの5業者とも、この両方の許可を警察から取っておりまして、家電リサイクル法を適用対象外の家電については、資格を持っている以上は収集はできるところでございます。ただ、おっしゃいましたように、乱雑に野ざらしにされる状況につきましては、周辺環境にも影響を与えるということもございまして、その保管の仕方については、整然と、きちんと、周辺に悪影響を及ぼさないような形でされますよう、指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 理解をいたしました。環境省や厚生省、それから通商産業省の告示によりますと、これは以前の文書でありますけれども「関係者の協力のもと、特定家庭用品用機器廃棄物について排出者による適正な引き渡し、小売業者による確実かつ適正な収集及び運搬、市町村による適正な排出並びに収集及び運搬の確保に関する協力、製造業者等による円滑な取引及び運搬を確保することが必要である」というような告示もあります。そういったことで、市町村の役割というのも重要になってくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、消費者が無料で家電製品を引き取ってもらうということは、これは正規のリサイクル券が、その時点では発行されないということでもありますので、その後、その家電製品が適正に処理されるということが確認できないわけでもあります。ここで疑義が生じるわけでありまして、家電リサイクル法に従って、正規に処理すべきことを市民に徹底するということは、これは行政の責務であるというふうに思ひます。家電リサイクル商品を、回収に来た業者に渡すということ自体が違法であるということ、しっかり周知徹底をお願いしたいと思ひます。

それから、こういう周知徹底をしていきますと、今度は料金が発生するわけですから、リサイクル料金が発生することによる不法投棄増加の恐れもあるわけでございますけれども、反面ですね、その不法投棄増加に対する対応について、これはどのようにお考

えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今おっしゃいましたように、家電リサイクル法に指定されております家電4品目につきましては、正規のルートをきちんと守っていただくと、これを周知徹底するというところに全力を注ぎたいとは思いますが、おっしゃるような不法投棄もございます。基本的には、施設の管理者、これが投棄された物の処理責任を有するわけございまして、不法投棄をしないような、そういう家電リサイクル法に基づく適正な手続きを徹底すると同時に、施設管理者の協力のもとにそういった投棄物品については、適正な処理をしていきたいと思っております。

いずれにしても、その捨てる前段、リサイクル券を買わないで捨てるといったようなことは違法行為でございますから、こういったことはきちんと徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。防府市民がリサイクル券を発行してもらって、適正な処理をするということが正しい道であり、我が国の環境、そして世界の環境を守るという意識に立つような指導を徹底していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、2番目のレアメタルの回収、それからリサイクルについてでございますが、答弁の中では、本市の新施設の計画ではリサイクル率を30%に引き上げるというふうにしております。この新法につきましては、平成25年4月施行であります。対象となる100種類の品目中、特にリサイクルすべきものとして特定品目という物が提示されるということですが、特定品目とはどういった基準で定めるかと、これについてお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 申しわけありません、その特定品目というのはレアメタルということでございまして、自然界に非常に貴重な物につきましては都市廃棄物、都市資源として今まで本当は収集しなければならなかったんですけども、それが捨てられてきたと、特にお隣り中国からのレアメタルが非常に希薄になってきたということでございまして、かなり産業にも大変な影響を与えておるということでございまして、どの品目がどうなのかといったことにつきまして、すみません、今、手元には資料がございませんので、お許しいただきたいと思っておりますが、少なくともレアメタル等々を中心とした、自然界に非常にまれな金属、日本に非常にまれな金属について、集中して再利用していこうとい

う趣旨の法律であろうというふうに解釈しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 今から、定められていくという意味ではないかと思うんですけれども、特定品目については「資源性があるって分別しやすい物で市町村の分別を促し、市町村認定事業者の契約の参考情報とする」というような文章もございます。こういった特定品目、今から定めていって、例えば携帯電話のような物ではないかと思うわけですが、こういった特定品目を決めていく中で、その回収方法については、しっかり市の中で検討していただきたい、そういうのが回収できやすいように、また、提出しやすいような状況をつくっていただきたいというふうに思っております。

本市の新施設稼働は、平成26年4月からでございますけれども、小型家電につきましては、既に先進的な取り組みをしている事例があります。愛知県江南市では、市役所の中に携帯電話回収ボックスを設置し、個人情報が残らないようにしてリサイクル業者に売却しております。新潟市は、市内12カ所に小型家電回収ボックスを設置し、福祉作業所などで解体して専門業者に売却するそうです。

本市は、新設中に、これから、計画ではリサイクルセンターが設置されることとなっておりますが、そのリサイクルセンター、これから設置された後、どのように運営されるのかお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 今の御質問の前に、先ほどの特定品目、すみません、資料、出てまいりましたのでお答えしておきますが、議員おっしゃいましたとおり、特定品目につきましては、資源性と分別のしやすさから選定した、最低限でも回収したほうが良いと思われる品目としての、これは10品目をもう例示してあるようでございますが、携帯電話・デジタルカメラ・ビデオカメラ等々を含めて16品目あるということでございますので、御理解いただきたいと思います。

それと、リサイクル施設での運営方法ということでございますが、現在、整備しております廃棄物処理施設は、大きく分けまして、可燃ごみ処理施設とリサイクル施設から構成されます。このうちリサイクル施設におきましては、資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ、それと新たに分別収集品目として予定しておりますスプレー缶や蛍光灯、そして、陶磁器・ガラスなどの危険ごみ、これらを処理することになるわけでございます。

資源ごみにつきましては、分別区分ごとに施設内の各ヤードに搬入しまして、異物除去及び必要な梱包圧縮など、中間処理を行いまして、資源物としてリサイクルをいたします。

なお、分別品目といたしましては、既存の分別収集品目に加えまして、新施設の稼働に合わせまして、プラスチック製容器包装そして紙製容器包装そして紙パック、これの3品目を追加する予定でございます。

次に、不燃物・粗大ごみ・危険ごみ、この処理でございますが、これらは施設内の確認ヤードという場所がありますが、これは横幅が約50メートル、そして奥行は10メートルの道路を挟みまして、両サイドに10メートルずつの奥行のスペースがございますが、この確認ヤードに搬入いたしまして、処理が困難な不適物の除去や手選別による金属類の回収を行います。

また、新しい施設の建設に合わせまして、家具類等の展示販売を予定しておりますが、この確認ヤードで再利用可能な家具類等の選別を行うことにしております。

その販売場所につきましては、別の施設、焼却施設の一部を使うことになるかと思いますが、このリサイクル施設内ではございません。

それと、確認ヤードで不適物を除去した後に、廃棄物処理ヤードに不燃ごみを運搬しまして、破碎処理をいたしまして、鉄やアルミ、可燃物、不燃物この4品目に、4つに選別いたします。そして、鉄とアルミはリサイクル、可燃物はベルトコンベアで焼却施設へ搬出いたしまして、不燃物は最終処分場に埋め立てるということにしております。

以上の処理によりまして、リサイクル施設を運営していくということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御説明ありがとうございます。

リサイクルセンターで販売するというような、家具展示販売というお話もありましたけれども、他市を見てみると、いろんな物を販売するところもあるようでございます。

家具を展示販売すれば、再利用できるということで廃棄物減量にもつながるということで、大変いいことだなというふうに思います。

小型家電製品とか自転車、こういった物について直して販売するところもあるようですけれども、こういった物についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 現時点では、家具用品にとどめておきたいと思っております。例えば自転車等につきましては、PL法がございまして、事故等の場合の損害賠償等々が生じるといったこと、あるいはほかの小型家電等につきましても、そういった技術、専門的な技術も必要であるということも踏まえまして、今、考えておりますのが、基本的には、

確認ヤードで確認されました家具類の展示販売ということを用意しているところでございます。

今、ちょっとおっしゃいましたように、展示販売等につきましては、リサイクル施設ではなくて一応焼却施設の一部を利用して行うように、今、予定されておるところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） 小型家電や自転車については、現状では再販の計画はないということでありました。他市の例を見てみますと、例えば家電製品、これ修理が必要になってくるわけでありましたが、修理技術者の雇用創出という面もあります。シルバー等が修理販売するという例もあります。自転車なんかでは、そういった安全性、責任性の問題もあるかと思えます。技術者が助言をして、自分で直してまた使うというようなところもあるそうです。いろんなやり方が今から考えられるのではないかと思いますので、ごみ処理やリサイクルの、今後、そういったことも検討していただきたいなというふうに考えております。

この新施設では、ごみ処理施設あるいはリサイクル施設、そのリサイクルの過程を一般の人が見学できるようにしているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 本市のほうでつくっております施設につきましては、バイオエネルギーを使用するという事で全国の初の施設でございます、全国各地から見学に来られると思いますので、焼却施設、リサイクル施設とも見学コースを予定しております。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） そういったこと、他市からも来られると思います。本市の教育の一環ともなりますので、市民にも、そして子どもたちにも見学できるように御配慮願いたいなというふうに思います。

新施設を稼働いたしまして、部長からの答弁の中でもありましたけれども、最終処分場に持っていく物も出てくるわけでございますけれども、本市の最終処分場の埋立可能年数といったところの計画についてお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 本市の最終処分場の埋立可能年数ということでございますが、現在、中浦大久保にございます最終処分場は、平成9年1月1日に供用開始して

おります。

現在使用しております第1工区の埋立容量は、31万6,000立米でございます、この第1工区が埋め立て、完了した後は、第2工区、第3工区の埋立予定地も隣に確保しておるところでございます。

第1工区につきましては、当初平成24年度、本年度に埋め立てが完了するという計画があったわけでございますが、これまでの、諸先輩方のいろいろな御苦勞あるいは適正な搬入に努めた結果、平成23年度末で、まだ約45%の埋立容量が残っておるところでございます。

現在、最終処分場に埋め立てております埋立量の約5割が、焼却場からの焼却灰でございます。焼却灰につきましては、現在、飛灰の全量と主灰の一部をセメント原料化してリサイクルしておりますが、新施設が供用開始されます平成26年度以降につきましては、焼却灰の全量をセメント原料化する予定でございます、埋立量が大幅に減少することとなります。

さらに、新しいリサイクル施設におけます不燃ごみ等の破碎処理後の選別等も、さらに高度化いたしますことから、埋め立てる処理残渣も減少する見込みでございます。

これらによりまして、災害等の特殊要因を考慮しない場合は、今後、約15年程度は埋め立て可能と思われれます。ただ、ごみの分別をさらに今から進めてまいります。こうした分別の推進を進めていく中で、さらに、もう少し延命できるのではないかというふうにも考えております。

今後も、埋め立てごみをできる限り減少させる施策に取り組みまして、より一層の最終処分場の延命化を図ってまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） さまざまな努力によりまして、延命できるというようなお話でございました。しっかりそういったところを検討していただきたいというふうに思います。

市民の皆様にも、そういった努力によりまして、今から分別品目も増えるわけでございますけれども、そういったさまざま事柄によりまして、防府市の最終処分場の寿命も延ばすことができると、そういったところはしっかり理解していただく必要があると思えます。新施設の稼働までは、まだ1年以上あるわけでございます。先ほどの小型家電の回収について、他市の例を見ておりますと、さまざま回収方法があるようでございます。

今後の市民の意識啓発という意味で、モデル事業というのを各地でやっておりますけれども、モデル事業で小型家電などを回収しているわけでありましてけれども、回収方法の事

例といたしましてはさまざまありまして、ボックス回収、ボックスを設置しまして、そこに直接入れてもらう方式、あるいはステーション回収、ごみ排出場所などにコンテナを設置して回収する方法、あるいは地域のイベントなどの中で、回収ボックスを設置して参加者が持参した小型家電を回収するようなさまざまな方式がされております。

効果的、効率的な回収方法として示しておるわけでありませうけれども、大規模都市、中規模都市、分別収集先進地域などによりまして、その方法はさまざまなことが考えられると思いますけれども、そういったことを、今からも取り入れていくことによって、市民の意識というものを高めていくと、環境を汚染しないようリサイクルが必要なんだといった意識を高めていくということも、市町村として、行政として必要なことではないかと思っておりますので、本市の行政側からの努力、これを望みますのでよろしく願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で16番、山根議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、1番、高砂議員。

〔1番 高砂 朋子君 登壇〕

○1番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。こうして再び市民の皆様の声が届けることができますことに、まずもって心から御礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして3項目にわたり質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

まず、農業振興地域内（白地域）の土地利用について質問をいたします。

第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」における施策のうち、適正な土地利用の推進の項に、市街化区域については、未利用地の有効利用を促進、市街化調整区域については自然環境保全の観点から、開発許可制度との調整を図りながら調和のとれた土地利用を促進するとしております。とはいうものの、市街化区域、市街化調整区域とも、さまざまな問題が浮き彫りになっております。都市計画法に基づく線引きの問題や、調整区域内の開発に伴う排水問題など、これまでも諸先輩議員方が取り上げてこられました。

今回、農業振興地域の宅地化に伴うさまざまな問題を聞かせていただく機会があり、大切な市民の声と受けとめ、私なりに問題提起をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

農業振興地域制度は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、優良農地を保全しつつ総合的に農業の振興を図るための制度ですが、近年、農地の宅地化が急速に進展する中で、

農業と非農業的土地利用との調整の必要性がさらに大きくなっています。

そこで、2点質問をいたします。1点目、市内の農業振興地域のうち、白地区域の宅地化の傾向についてお尋ねいたします。具体的にはここ数年の農地転用の状況や、市街化調整区域の開発許可の状況、そして、急速に宅地化の進んでいる地域はどのあたりなのかも含め、お聞かせいただければと思います。

2点目でございます。農業用施設の保全と宅地周辺の交通安全対策についてお尋ねいたします。

農業振興のために、その施設の維持・管理・保全は大変重要な取り組みであることは言うまでもありませんが、その充実を求める農家の声と、農地のすぐそばで宅地開発が進むとなれば、居住のための機能充実を求める声の双方が出てまいります。具体的に申し上げますと、長年、のどかだった農道のそばに、宅地開発が進み、用水路にも橋がかけられません。新しく住居を構えた方は、この用水路や橋に柵がないから危険だとおっしゃり、農道と農道の交差点では優先道路はどちらなのかということでトラブルも起き、交通事故や用水路への転落も実際に起きております。

長年、農業振興地域に住んでいらっしゃる方は、農業施設としての用水路や農道とともに暮らして来られたわけですが、宅地開発で新しく来られた方には農道の意識はなく、あくまでも生活道であり、若い世代の家族が多いことから、特に子どもたちの安全を求められるのもごく自然なことです。場所によっては、ガードパイプやカーブミラーなどの交通安全施設の設置や、優先道路の認定を公安委員会へ要望するなどの取り組みも必要になってくると思われます。

農業振興地域としての農業用施設の保全・維持・管理という面、そして、進行している宅地化に必要なしてきた交通安全対策、この双方をどう調整していくか、大変重要な課題ではないでしょうか。

市当局のお考えをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 1番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、農業振興地域（白地区域）の宅地化の現状についてのお尋ねでございましたが、農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的に農業振興を図るべき地域として指定されております。その農業振興地域につきましては、各市町で農業振興地域整備計画を策定し、その中で特に、将来にわたり農用地として利用すべき区域を農用地区域に、それ以外の地域をいわゆる農振白地区域と定めることとされており、本市では、

地域指定の後、昭和49年8月に防府市農業振興地域整備計画を策定いたしております。

本市の、本年5月時点での農業振興地域の面積は6,556ヘクタールで、そのうち農用地区域の面積は1,835ヘクタール、農振白地区域の面積は4,721ヘクタールとなっております。農振白地区域のうちの農地——田、畑でございます——農地の面積は699ヘクタールで、これらの土地を農地以外に利用しようとする場合は、農地転用や開発許可などの手続きが必要となります。

まず、農地転用の状況でございますが、平成22年度は3.2ヘクタール、平成23年度は4.7ヘクタール、平成24年度は10月末の時点でございますが3.7ヘクタールとなっております。

次に、開発許可の状況でございますが、これは、市街化調整区域内における開発の面積でございますが、平成22年度は3.6ヘクタール、平成23年度は3.8ヘクタール、平成24年度は10月末の時点でございますが、1.8ヘクタールとなっております。おおむね、農地転用の7割から8割が住宅用地への転用でございます。

また、農振白地区域内で比較的宅地化が進行している地域でございますが、開発許可の申請では、県道中関港新田線の幹線道路沿いの田島地区及び新田地区、また、下右田地域では、国道2号線以北あたりで数多く見受けられております。

次に、農業用施設の保全と宅地周辺の交通安全対策についてのお尋ねでございましたが、御指摘の区域は農振白地区域に当たりまして、もともと農業生産振興を図るための区域として昭和61年から平成6年にかけて、現在の防衛省の基地周辺農業用施設設置事業で、農業用水路や農道などを整備した区域でございますが、農業者の高齢化や後継者不足などもございまして宅地開発が進んでいる区域でもございます。しかしながら、現在も多くの農地が存在し、農家の方々は、用水路や農道の維持管理をされながら農業を営まれております。農道は、農業のための作業道路として造成し、利用されてまいりましたが、近年の宅地開発によりまして一般の方も通行されることとなり、交通量が増加し、安全施設が十分ではないのではないかと御意見もいただいているところでございます。

市といたしましては、御意見をいただいた場合には速やかに現地を確認し、地元水利関係者や自治会の皆様及び防府警察署とも協議しながら、市民の皆様の安全を確保するため、緊急度に応じて安全施設の設置や注意表示、交通規制などを実施してきたところでございます。なお、一旦停止や優先道路などの交通規制につきましては、山口県公安委員会の所管となりますので、今後も協議を行いながら対策をとってまいりたいと考えております。

今後とも、安全・安心の観点から、速やかな対応に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1 番、高砂議員。

○1 番（高砂 朋子君） 市におかれましては、整備計画をもって進めておられる諸施策の御紹介がございました。また、農地転用の中では、宅地化が進んでいることも御紹介していただきました。先ほど御紹介いたしましたように、新しい宅地開発が進む中でのさまざまな問題点に、丁寧に対応していかなくてはならないということを改めて感じているところでございます。

今回、この問題を取り上げましたのは、一般県道中関港新田線の田島、新田地域でさまざまな声を聞かせていただいたことからでございます。双方の御意見に応えられる方策はどこにあるのかということを考えてわけでございます。今、市長の御答弁によりますと、水利関係者や自治会、警察、また、道路標識等においては公安委員会とも協議をして対応しているということでございました。さまざまな声が市民の皆様から上がってくると思われまますので、今後ともよろしく願いをいたします。

それでは、再質問を2点ほどさせていただきます。

市街化調整区域、特に、先ほどから申し上げております農業振興地域の開発許可における調整についてお尋ねをいたします。先ほどから御提示しておりますように、宅地化していることからさまざまな問題があるわけですけれども、開発許可の際に、交通安全対策のことも含めて、最初から調整ができないものかということを考えているわけですけれども、その辺の実態はどのようになっているのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

開発行為が行われる際の受付審査は私ども都市計画課で行っておりますので、都市計画サイドから、現状について御説明をさせていただきます。

都市計画法第32条にございますが、「開発許可を申請しようとする者は、市街化区域、市街化調整区域にかかわらず、申請前に、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、同意を得なければならない」という定めがございます。これは、開発行為に関する工事によりまして、既存の公共施設の機能を損なうことのないようにする必要があること、また、変更を伴う場合におきましても、それを適正に行わせる必要があるために定められているものでございます。

今回お尋ねの、調整区域の交通安全対策ということでございますが、現状はこうした手続の中で、事前に各公共施設管理者と密に協議をお願いしているところでございますが、本日改めて御指摘をいただきましたので、市街化調整区域の開発許可におけます新たな課

題として真摯に受けとめまして、公共施設管理者にも報告し、可能な範囲で指導を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 前向きな御答弁と受けとめさせていただきます。交通安全対策ということ、子どもたちや高齢者の方も含め、大変、皆様御心配されていることでございます。後追い政策にならないように、ぜひとも前向きに、これから取り組んでいただければと思います。よろしく願いをいたします。

2点目でございますが、農道が通学路になっているところも、実際でございます。教育委員会との連携の中で、安全対策も必要になってくると思われれます。この点については教育委員会サイドにお聞きしたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 農道が通学路にという御意見でございましたが、子どもたちの通学に関してはやっぱり安全第一というふうなことで、現在、通学路の安全対策として、今年度取り組んで、改善できるところは改善、さらに、危険箇所として指定できないところにおきましても、見守り隊等の指導、さらには、子どもたちに直接、自分たちの安全は自分たちで守るということで、その安全指導を行ってきているところです。

具体的に今、どこの農道、どの箇所というふうなことは私ども言えませんが、各学校で、子どもたちのそうした安全指導におきましては、子どもたちへの直接の指導、さらには地域の協力を得て取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 昨日も、通学路の安全対策については、るる御意見等が出ております。今、教育長もおっしゃってくださりましたように、農道が通学路になっているところも、実際ございますので、庁内での調整もしっかりしていただいて、今後、取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

昨日も、都市開発について先輩議員が質問をされました。現状に即した線引き、土地利用の適正化ということが今後求められてまいります。人口減少社会を迎える上で、今後のまちづくりの、大きな課題の一つになってくるのではないのでしょうか。今回の質問は、安心安全の対策という観点から、少し後追いの要望にはなりましたがけれども、今後も、適正な土地利用の推進にますます力を注いでいただきますよう要望して、この項の質問は終わりたいと思います。

それでは、2項目めでございます。農業生産基盤の整備について質問をいたします。

第四次防府市総合計画「防府まちづくりプラン2020」における施策のうち、農業の振興の項に農地の高度利用と生産性の向上を図るため、ほ場、農業用排水路、ため池、農道などの生産基盤の整備を推進するとともに、その適正な管理を行うとしています。今回は、農業生産基盤の整備を図るために、国や県の補助対象とならない、小規模な事業を対象に農業用施設の整備に対し補助をする、単独市費土地改良事業補助制度の充実について質問をいたします。

高齢化も進み、厳しい農業経営環境のもと、さまざまな御苦勞を重ねられながら、農家の方は頑張っておられるわけでございますが、その中であってこの制度は、大変重要な役割を果たしております。平成20年12月に、この制度の状況について山根議員が質問をした当時は、例年、申請件数のうち10数件程度が翌年度に繰り越されているが、ほぼ御希望に沿って事業実施されており、毎年、繰越件数が増えているという状況ではないとの御答弁でございました。その翌年に、我が防府市にとって未曾有の土砂災害が起き、農業基盤整備の環境は一変いたしました。

今もなお御苦勞されておられる皆様方に、改めてお見舞い申し上げるものでございます。

まずは、災害後のこの事業補助制度の推進状況についてお聞かせいただきたいと思えます。この間、災害復旧で後回しになった申請等も合わせると、かなりの申請件数が未着手となっているのではと心配されます。災害後3年を経た今、さらなる農業振興充実のために、生産基盤整備の補助制度の予算充実をすべきではないかと考えております。今後、どのように対応されていかれるのか、市当局のお考えを聞かせていただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

単独市費土地改良事業補助制度は、農業生産基盤の整備を図るため、国や県の補助対象とはならない小規模な事業を対象として、土地改良区、水利組合、受益農家等が行われる、水路、農道、ため池などの農業用施設の整備に対し補助を行うものでございます。対象は、事業費が20万円以上180万円以下のものとしておりますが、ため池の改修につきましては300万円を限度としております。また、補助率につきましては、施工区域や対象施設により異なりますが、基本的には45%から65%を補助してございまして、ため池など一部の施設につきましては90%の補助をいたしております。

最近の執行状況でございますが、平成21年度は予算額4,400万円に対し、執行額

は712万円、平成22年度は予算額5,310万円に対しまして、執行額は5,091万円、平成23年度は予算額4,200万円に対しまして、執行額は4,188万円となっております。

平成21年度の執行額が極端に少ない原因は、平成21年7月に、中国九州北部地域災害がございましたので、その復旧工事を優先せざるを得なかったものでございます。なお、24年度につきましては予算額を5,000万円確保いたしまして、事業実施箇所はおおむね決定しているところでございます。

現時点で、来年度以降へ繰り越さざるを得ない要望は61件、その内訳は水路が40件、農道が10件、ため池が9件、樋門が2件となっております。この単独市費土地改良事業につきましては、これまでも、御要望から2年以内には事業を実施するよう取り組んでまいりましたが、さらなる農業振興を図るためにも、制度の充実につきまして十分に検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございます。繰り越しの要望が、今の御説明によりますと、61件という御説明でございました。こういった予算を組まれては執行されていくわけなんですけれども、着手に当たっては優先順位等があるんでしょうか。その辺をちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 産業振興部でございます。

優先順位というのは、よほどの緊急性がない限りはございません。申し込みの順に行っていくということになります。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） わかりました。この秋、ある地域の農家、数軒の方から、農道改修のためにこの制度に申請されたところ、担当課のほうから100件待ちと言われて大変驚いておられました。先ほどの御答弁では、繰り越しの要望が61件ということでございますけれども、100という数字を聞かれて、大変先になるなという感想を持たれたようでございます。土砂災害の影響でおくれていることへの御理解はしていただいているものの、年々、年をとり、自分たちが元気である間に整備しておきたい、また、これから先、またいつ災害が起きるかわからないので、きちんと整備しておきたいんだというような強い要望を持っていらっしゃいました。こういったことを考えますと、2年以内に実施している状況ではあるということではございましたけれども、早期対応を強く望みたいという

ふうを考えているところでございます。

先ほどの、100件待たなければならないというお声と、繰り越し要望が61件だという御答弁との、この整合性というのは私、ちょっとわからないんですけども、教えていただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 100件と言われたのがいつの時点かというのはちょっとわかりませんが、例年50件から60件程度の要望がございまして、それを、例えば年度初めに要望されると100件というような表現をしたのかなと、あるいは、数が多いという意味で、大雑把に100件という言い方をしたのかなというふうには思いますが、現実の問題といたしまして、平成24年度は41件の施工と、それから今、繰り越しが61件の予定ということで、たまたま100件に符合はしておりますけれども、どういうケースで100件というふうに申し上げたのかは、ちょっとわかりかねます。申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） お話を突き詰めても100の謎はわかりませんが、いずれにいたしましても、待たなくてはならない箇所がたくさんあるということでございます。やはり、災害がいつ起きるかわかりませんが、整備を早くしてちゃんとしておきたいという農家の方々の貴重な声だと思いますので、しっかり次年度におきましては予算計上していただいて対応していただきたい。このことを強く望みたいと思っております。ぜひともよろしく願いをいたします。

市長さん、何か御答弁がございましたらよろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 壇上でも申し上げましたが、制度中身の充実に一層努めたいと申し上げましたが、実は、来年度は6,000万円を予算額として計上していきたいということで、今、財政のほうとも詰めていっているさなかでございますので、スピードアップといえますか、待機される時間の短縮に、精いっぱい努力してまいりたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 予算額も提示されましたけれども、待っていらっしゃる皆様方にとって未着手の部分が残らないような予算枠でしっかり取り組んでいただけたらと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、最後の項目でございます。コミュニティ・スクールについて質問をさせていただきます。

文部科学省は、地域とともにある学校づくりを目指し、全国にコミュニティ・スクール学校運営協議会制度の指定を推進しております。この制度は、学校と保護者、地域の方々が目標を共有し、一体となって地域の子どもたちの豊かな育ちを確保するとともに、そこにかかわる大人たちの意識の変革も促し、ひいては地域のきずなを強め、地域づくりの担い手を育てていくことにつながるとしています。

これからの学校に求められる機能として、学校と地域が熟議を重ねること、学校と地域が協働すること、学校の組織としてのマネジメントが重要となります。

防府市教育委員会ではこのコミュニティ・スクール指定を、平成22年度1学期末を目途に進めてこられました。

そこで質問いたしますが、まず、指定状況をお聞かせいただければと思います。次に、今後の運営で必要ではと思うことを3点ほどお伺いいたします。

まず1点目ですが、PTAとの効果的な連携についてです。学校運営協議会委員の中には保護者の代表も入っておられますけれども、目標や情報、活動などを共有するためには、PTAとの連携は大変重要になってくると思われまます。

2点目、学校運営協議会委員の研修についてでございます。委員の皆様が、主体的に意見を述べ、学校運営に積極的に参画していくためには、制度の理解や啓発を図り、皆様方の意識を高めることが重要になってくると考えております。

3点目ですけれども、学校運営協議会の運営をより円滑に、そして効率的に推進するためには、経費も必要になってくるのではないかと思います。

以上、3点について、市教育委員会におかれましてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） コミュニティ・スクールについての御質問にお答えをいたします。

初めに、学校運営協議会設置コミュニティ・スクールの指定状況についてでございますが、本市では本年7月の時点で全ての小・中学校のコミュニティ・スクールの指定を完了しており、各学校ではおおむね月1回のペースで学校運営協議会が開催されております。

次に、地域とともにある学校づくりの、今後の取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、PTAとの効果的な連携についてでございますが、議員御案内のとおり、コミュニティ・スクールは学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちを見守り、育てるとい

う趣旨のもとに行われておりますので、学校運営協議会のメンバーには、当然ながら、どの学校にもPTAの代表の方が入っておられます。保護者と地域の方々が子どもたちのために協議を重ねることで、地域の皆様との横のつながりが一層強まり、PTAと地域が一体となった教育支援が本市でも行われております。

次に、学校運営協議会委員の研修についてでございますが、防府市教育委員会といたしましても、学校運営協議会委員が主体的かつ的確に意見を述べ、学校運営に参画していくためには、委員や教職員等の関係者に対して、制度の理解と啓発を図り、当事者意識を高めることが大切であると考えております。

そこで本市では、昨年度は、コミュニティ・スクール推進担当教員に対しまして、コミュニティ・スクールの意義や、学校支援ボランティア人材バンクの整備の必要性について研修を行いました。また今年度は、学校運営協議会の委員を対象にした研修会として、6月と10月に山口県教育委員会主催で開催されたコミュニティ・スクール研修会に、学校運営協議会委員の皆様にご出席いただいております。さらに、来月1月21日には、本市独自の研修会を開催する予定にしております、学校運営協議会のさらなる充実を図ってまいります。

最後に、運営に必要な経費についてでございますが、本市ではコミュニティ・スクールを指定することに伴い、ことしの3月議会で、学校運営協議会委員の皆様の報酬に関する条例案を提出いたしました。認めただけで、予算も修正削除された経緯がございます。

しかしながら、先ほど御説明いたしました。本市では、本年7月に全ての小・中学校がコミュニティ・スクールとなり、学校運営協議会が設置され、学校運営についての活発な協議が学校・家庭・地域が一体となって行われております。

その学校運営協議会委員の身分は、防府市学校運営協議会規則の第9条で「地方公務員法に規定する非常勤の特別職である」と定められており、委員の皆様の報酬は必要であります。したがって、今年度は否決されておりますが、新年度、再度報酬に関する条例案を提出し、報酬を予算計上したいと考えておりますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、各学校では学校を支援していただいているボランティアの方々、例えば、通学路の安全を守っていただいている地域の見守り隊の方々、さまざまな授業で御支援いただいている授業支援ボランティアの方々、あるいは、読み聞かせなどの読書活動を御支援いただいている読書支援ボランティアの方々などのそうした活動も、コミュニティ・スクールの推進の上で重要でございます。

したがって、防府市教育委員会におきましては、学校を支援していただいているボ

ランティアの皆様が、安心して活動していただけるよう、新年度におきましてボランティア傷害保険加入のための経費の予算化を検討しているところでございます。

また、その他コミュニティ・スクールを推進するための必要経費、例えば研修旅費、会議費等について、今後も積極的に予算に組み込んでいく必要があると考えております。

コミュニティ・スクールを推進していくことは、地域の教育力を学校教育に生かし、地域ぐるみで子どもたちを育てる仕組みを構築することにつながります。防府市教育委員会といたしましてはコミュニティ・スクールの充実のために、今後も積極的な取り組みを一層進めてまいります。

以上、御答弁申しました。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。再質問を何点かさせていただきます。

このコミュニティ・スクールの制度に関しては、本当に新しい取り組みでございます。

全ての学校に設置が完了したということ、また、月1回の運営協議会が開催されているという御紹介がございました。各地域の実情がありますので、市内一斉に足並みをそろえて、今後もとんとんと進んでいくかどうかというのは、ちょっとよくわかりませんが、スムーズに進んでいくところ、また、いかないところも今後は出てくるかもしれないと思っております。

そこで、推進役というような形で、コーディネーターの配置というか、派遣というか、そういった引っぱっていただく方の派遣というのにも必要になってくるのではないかなと思うんですけれども、この点についてのお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長、どうぞ。

○教育長（杉山 一茂君） 本市では、今年度、全ての学校をコミュニティ・スクールに指定したということは先ほど答弁でも申しましたが、そうしたところで、まず最初に、各学校あるいは各地域で、まずこのコミュニティ・スクールの仕組み、あるいは取り組み、さらにはそうした効果等につきまして御理解、さらにはそうしたことを啓発していく――議員も先ほど質問の中で申されましたが、そうしたことが大切ということで、私ども24年度になりまして、各学校のPTA総会、あるいはPTA役員会、そうしたところで、このコミュニティ・スクールを始めまして、私どもの防府市の教育についての取り組み等を絡めて、御説明申し上げてきております。

さらには、公民館長の会議に行きまして、やはり、地域との連携という、今まで公民館といったところは、それぞれの地域におきましてコミュニティをまとめていただいている、

そうした機能がありますので、公民館との連携による、いわゆる学校への地域の教育力を生かす取り組み、そうしたことが必要ですので、公民館長の会議、さらには地域に出かけまして、それぞれの地域で、このコミュニティ・スクールの取り組みを説明してきております。

そうしたところでは、いわゆるコーディネーター、中心となってというふうなこと、方にはしておりませんが、ただし、今このコミュニティ・スクールで、いわゆるコーディネーターというふうな呼び方はしておりませんが、各学校にはコミュニティ・スクールの担当教員を置きまして、この者にはきちんと事前に研修を行っておりますし、さらにはボランティアをお世話していただくということで、コミュニティ・スクールとはちょっと別の、学校支援地域本部事業というのを、幾つかの学校でやってきております。

そうしたところでは、ボランティアをお世話していただく、そのコーディネーター役の方がおられますので、そうした方もこの学校運営協議会のメンバーとして入っていただいて、そうしたところでのいろんな地域とのつながり、お世話していただいております。そうしたところで、これからまた、コミュニティ・スクール学校運営協議会を活発なものにしていきたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 名称としてのコーディネーターということはないけれども、公民館の館長さんたちの会議に出向かれて、役割を確認をされたり、お願いをされたりとか、また、教育委員会の皆様もしっかり各学校のほうにお出かけということでございます。やはり、人材の確保ということが今後の大きな宝になっていくというか、地域の発展につながっていく、子どもたちの成長につながっていくというようなことを考えております。しっかりコーディネーターの役割を果たしてくださる方を見つけ、探し、育てていく、そういった取り組みもしていただきたいと思います。

それから次ですけれども、今後、各地域に根ざしたさまざまな取り組みが生まれてくると思います。効果的な実践例は、市内でしっかりと情報交換し、共有していくことも必要になると思います。教育委員会としての、そういったさまざまな現場の声というか、取り組んでこられたことというか、そういったことの集約と、また、それを市内全域に発信していくという、集約と発信ということになると思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えなのかということと、今後進めていく上で、横の連携ですね、学校同士の横の連携も大切になってくると思いますけれども、その辺はどのようにお考えか、教えてくださいませんか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） それぞれの学校のコミュニティ・スクールの取り組み、そうしたところの活動の集約、さらには各学校への他の学校の取り組みのそうした情報の発信、私ども教育委員会の仕事だとは思っております。

それと、今どういうふうな地域的な取り組みがなされているか、それぞれの学校でそれぞれいろんな取り組みをしておられますが、今私どもが把握しているところは、例えば、校内持久走大会、マラソン大会のそうした安全指導、各道路の地点に立ってお世話していただく、さらには、運動会の準備を保護者が今までしていましたが、このコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会ができて、地域の方々も参加していただいて、保護者とPTAと一緒に活動する、さらには学校の行事、例えば文化祭、さらには参観日、あるいは職場体験学習、あるいは授業支援、諸々のそうした活動に、今まではPTAの方がほとんどやっていたことを、いわゆる地域の方々と一緒に取り組んでいただけ、そうした面も出てきております。

そうした特徴的なところは、例えば、昨年の中東の大震災以降、今まで学校では避難訓練ということだけ行っておりましたが、地震あるいは津波、高波に備えての防災訓練、そのあたりも地域と一緒にやる学校が出てきております。そうしたところでは、そうしたものを集めて情報収集しまして、また、今度、来るべき1月の研修会では、事例発表等やっていく予定にしております。

さらには、このいわゆるコミュニティ・スクールの取り組みとともに小・中学校の連携、地域的な連携ということで、それぞれの学校が連絡をとりながら、情報交換しながらやっておりますので、そうしたところではこのコミュニティ・スクールの取り組みを、そうした中で出てきていると思いますので、地域の子どもは地域で育てるということに関しましては、小・中の連携、さらには幼・保とも連携しながら、そうしたつながりのある指導ができていないか、ただ、まだ取り組み出したばかりですので、まだそれぞれの学校で温度差があるかと思っております。そうしたところでは、私ども、いろんな情報を積極的に発信してまいりたい、そういうふう考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 今後の取り組みが大切になってくると思います。教育委員会といたしましては、集約と発信ということをしつかりと取り組んでいただき、市内に温度差がないように、また、各地域の特質がしっかりと生かされるようなコミュニティ・スクールになるように、お取り組みをよろしくをお願いいたします。

さまざまな取り組みの紹介もありました。持久走大会の安全指導であるとか、運動会の準備であるとか、そういったことがこれからも広がっていくといいと思っております。PTAとの連携、地域への発信という点、また、多くの皆様に知っていただき、協力をいただくという点からも、私は広報活動の展開も必要になってくるのではと思っております。例えば運営協議会、PTAの広報紙を一体化したというような御紹介も、ホームページでも見ましたし、また、各学校のホームページの充実をしていくことも有効ではないかと考えております。多くの皆様に知っていただくことが大事ではないかと考えております。

それでは、再質問のもう1点でございますけれども、運営経費についてでございますが、報酬に関しては再度計上をしたいというお話でございました。この問題もしっかりまた議会での審議があると思しますので、それを待ちたいと思っております。

また、損害保険の計上を検討しているという御紹介もございました。お隣、周南市の御紹介をさせていただきますが、周南市は小・中合わせて全校48校が指定され、今年度の予算額は240万円というふうにホームページに御紹介をされておりました。具体的にお聞きしてみますと、1校当たり一律5万円を交付するという形をとられて、使い道に関しては各学校で検討される、そういった方法をとられているようでございます。こういった措置も、今後、必要になってくるのではないかと考えます。広報紙のこともありますし、研修のこともございます。いろいろな面での御負担が、個人負担にならないように、各学校の負担にならないように、教育委員会として、こういった周南市のような予算措置がとられることが望ましいのではないかとというふうに考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員のほうからお隣の周南市の事例が紹介されましたが、私ども防府市といたしましては、平成24年度、いわゆるこのコミュニティ・スクール関係の経費といたしまして、1校当たり資料代1万円、さらには郵送料として1万3,200円、合計2万3,200円を予算化しております。さらに、啓発に関する経費といたしまして、これ、1校ではないんですが、市全体といたしまして、研修会の講師の派遣につきまして30万7,000円、旅費も含めまして一応予算を計上しております。そうしたところで各学校の負担がないようにということで、まだ、いわゆる傷害保険等もきちっと掛けなければいけないということで、これは平成25年度の予算に盛り込もうと思っておりますが、そうしたものを、先ほども答弁で申しましたが、積極的に予算計上させていただくということで考えておりますので、御理解お願いしたらと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 今の御説明によりますと、資料代や郵送代、その他もろもろのこともお考えで予算が組まれているということでございます。今後、積極的に予算計上していきたいということでございますので、どうかよろしく願いをいたします。

文科省のホームページには、さまざまな、全国の取り組みの成果が紹介されておりました。学校支援のボランティアに保護者の参加が増えたとかですね、地域行事を教育課程に位置づけて参加することにより、地域住民との触れ合いが深まり、地域の一員としての意識や姿勢を育むことができたとか、また、小・中と連携が深まり、9年間を通した連続性のある教育のあり方について研究を深めることができた、これはもう、防府市教育委員会においても先ほど御紹介がちょっとございました。

また、地域の人材活用により、学校と地域の連携や地域住民の学校理解を深め、教育活動への参画が促進したなど、さまざまな成果が御紹介をされておりました。

また、聞くところによりますと、地域とともにある学校づくりという意識の定着の中で、さまざまな方が学校にお見えになるという効果から、いじめの件数が減少した学校もあるようでございます。もちろん、これから課題も見えてまいります。学校と地域の方々が熟議を重ね、同じ目標に向かって協働していく中で、よりよい成果が生まれてくると思います。

これからがスタートでございます。まだまだ進む少子高齢化、核家族化の中で、地域の子どもは地域で育てるという地域立の考え方が浸透し、地域が変わり、学校が変わり、保護者も変わる中で、子どもたちがのびのびと元気に育っていくよう、今後、実りあるお取り組みをよろしく願いをしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で1番、高議員の質問を終わります。ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時48分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続いて、一般質問を続行いたします。

次は、13番、清水議員。

〔13番 清水 浩司君 登壇〕

○13番（清水 浩司君） 皆さんこんにちは。会派「和の会」の新人議員、清水浩司で

ございます。どうぞよろしく申し上げます。

私は、防府市に生まれ育ち、東京農大卒業後は、都会で会社勤めのサラリーマンをしておりました。20年前に帰郷して、独立して、6年前から鈴屋自治会長、ことしからこの地域自治会連合会の会長を仰せつかり、地域の世話をさせていただいております。

6年間の自治会活動の中では、3年前に発生した集中豪雨、土石流災害は、私の脳裏から決して消え去ることのできない出来事でした。自治会長という立場から、地域をどうにかしなければ、地域を活性化しなければという、災害に強いまちづくりをとという思いから市議会議員に立候補したわけであります。

東京農大では陸上部に所属しておりまして、箱根駅伝の予選会には4度出場しましたが、4度とも落選しました。しかし、市議選には初挑戦で、多くの方々の御支援をいただき、おかげさまで当選することができました。支援していただいた多くの方々の御意見や御要望を市政に届け、反映させるのが私に課せられた責務であり、責任の重さをひしひしと感じております。駅伝で培った忍耐力と体力と気力で前向きに取り組んでいきたいと存じます。

それでは、通告に従って質問させていただきます。

私は、災害に強いまちづくりを公約にいたしました。私は、ハード事業が整備されると共に、ソフト事業も充実されることが肝要かと思っております。公助、共助、自助がお互いの役割を果たしてこそ初めて防災、減災につながり、災害に強いまちになると思っております。

そこで、市民の強い願い、思いであります災害に強いまちづくりについて、幾つかの質問をさせていただきますので、御当局におかれましては前向きで誠意のある回答をお願いいたします。

なお、6項目ございますが、災害に強いまちづくりということで一括して質問させていただきます。

最初の質問は、地震対策です。校舎、体育館の耐震化対策です。

児童・生徒が一日の大半を過ごす学校の安全対策は非常に重要であります。未来を託す全ての児童・生徒が安心して過ごせるよう、全ての小・中学校を早急に耐震化しなければなりません。

そこで、学校の耐震化の第1の質問です。

山口県の耐震化率は何%でしょうか。全国平均の整備率とどのくらいの差異があるのか、全国順位は何番目かをお尋ねいたします。また、防府市の学校の耐震化率は何%で、県内順位は何番目かをお尋ねいたします。

耐震化の第2の質問は、耐震化計画を前倒しできないかお尋ねいたします。

先日の新人議員の説明会で配付された資料によりますと、校舎の耐震補強は平成27年度完了、改築は30年度完了となっております。市民感覚としては少し変な計画と思えました。耐震診断のI s値が低いから危険であり改築校舎となったわけですが、改築校舎より安全度が少し高いとされている校舎の耐震補強が先に完了し、危険度が高い改築が遅くなっていることに素朴な疑問を感じました。

改築には、多額の経費がかかるから遅くなっていると思いますが、経費の多寡を尺度とせず、危険度の高いほうから整備する、その整備に必要なお金を工面するのが行政の責務ではないでしょうか。

幸い、市長さんは行政改革の成果として財政調整基金は少したまっているとおっしゃっています。財政調整基金については、市税の伸びが期待できない中で、有効に使う必要性はあると思いますが、生きたお金として未来を担う児童・生徒のため学校の耐震化計画を見直し、工事を前倒しで実施されたらと思います。そのあたりの御見解をお尋ねいたします。

耐震化の第3の質問は、学校施設の耐震化を児童・生徒の災害に対する生きた教材として役立てていただきたいということです。

南海トラフを原因とする巨大地震が、近い将来発生すると言われております。その事前の対策として、学校の耐震化が進められていると理解しております。そうであるならば、防災教育の一環として地震のメカニズムの学習とともに、耐震化の模式図と補強改築された校舎を、児童・生徒が自分の目で確認することができれば、防災教育に非常に役立つのではないのでしょうか。耐震化の学習が防災教育の一助となり、ひいては災害に強いまちづくりにつながると思います。私が指摘するまでもなく、防府市立の小・中学校では、これらの学習は既に実施されていることと思いますが、実際に行われている耐震化の具体的な学習内容について披瀝願います。

2番目の質問に入ります。火災対策として、火災警報器の普及促進について簡単に質問いたします。

この季節になりますと、毎日のように乾燥注意報が発令されます。そして、新聞には家屋火災の記事がたびたび掲載されております。この記事を読みますと、深夜未明の火災で痛ましい犠牲者が出ております。初期消火や消防への通報は責務であり、昼間の火事であれば可能かもしれませんが、深夜未明の火事は発見がおくれがちで、逃げるのが精いっぱいだと思います。火災からとうとい人命を守るためには、火の元に注意することはもちろんのことですが、火災から逃げることも大切な行動と思います。

そこで、火事の煙をいち早く感知して警報音を鳴らし、人命救助に役立つ火災警報器の

普及促進について質問いたします。

防府市内の火災警報器の設置率はいかほどで、県内順位はどのくらいなのでしょう。また、普及設置率は高いとは思いますが、さらに高めるために、どのような啓発活動や対策を講じていらっしゃるのかお尋ねいたします。

私は、火災警報器の設置率を高めるためには、ただ単に市広報に何度も掲載するだけでなく、例えば高齢者の集まりであるいきいきサロンに消防署から出向いて説明するとか、全戸ローラー作戦で設置を依頼するとか、消防本部、消防署から市民の方々へ出向いて行って、火災警報器の普及促進、設置率の向上を図るべきだと思いますが、そのあたりの御見解もあわせて御回答願います。

ハザードマップには、平成11年9月の台風18号で、高潮の浸水被害が発生したと記載されております。その後、鋭意浸水地区の防潮堤のかさ上げが進められたと聞き及んでおりますが、平成11年の台風18号で浸水被害を受けた向島地区や牟礼地区などの、防潮堤のかさ上げ工事や排水溝からの逆流防止対策、あるいは防潮樋門や扉の改修は既に完了しているか否かをお尋ねいたします。

続いて4番目の質問ですが、土石流対策について質問いたします。

3年前の7月21日、朝方からバケツをひっくり返したような雨が降り続き、避難するいとまもなく土石流が起これ、何人もの方がお亡くなりになりました。まことに痛ましい災害でありました。あれから3年余り、土砂災害の爪跡が残っている中、砂防堰堤の建設が急ピッチで進められ、被災した地域では土石流からの恐怖が少しは和らぎ、災害に強い地域、安心して住める地域へと変わりつつあります。災害で死者の出たことはまことに残念ですが、その後、災害の復旧復興に向けて多くの方が御尽力されましたことに、本席をお借りして改めて感謝申し上げたいと存じます。

さて、ハザードマップ土砂災害編を見ますと、防府市内には急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりなど、土砂災害の恐れがある区域が数百箇所もあり、この区域を山口県は土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンとして指定しております。これだけ多くの土砂災害警戒区域全てに、崖地の崩落防止工事や砂防堰堤工事をするのは不可能に近いことですが、せめてこの中で危険性の高いと思われる区域から順次、計画的に工事をすべきだと思います。市民にとって不安解消のためにも、工事を着手する基準と中期的な整備計画の公表をお願いいたします。これらを公表することが3年前の教訓を生かしたことになると思います。

次に、砂防堰堤の維持管理であります。

私は毎日、佐波川の右岸、左岸を眺めながら防府市内に通っております。その山肌には

巨大な砂防堰堤がありますが、中には堰堤から土砂があふれ出ていて、次の豪雨が起きたら砂防堰堤の役割を果たさないのではないかと危惧しております。せっかく設置した堰堤の維持管理をおろそかにしたために発生した災害は、人災になるのではないかと思います。

そこでお尋ねいたします。土砂で満杯になった堰堤、あるいは、土砂が堆積しつつある堰堤の維持管理はどのようにしているのかをお尋ねいたします。

5番目の質問でございますが、中小河川の整備については、要望にとどめさせていただきまます。

3年前の豪雨でも中小河川の護岸の崩壊や、天井川からの越流など、多くの被害が発生しました。防府市の河川整備の予算はまことに少ないと聞いておりますが、崩れたら補修するという場当たり的な対策ではなく、一定額、例えば年間5,000万円の予算は常に確保して計画的な改修をされるよう要望します。

また、牟礼地区や大道地区などにあります天井川については、一たび堤防が決壊しますと、田畑や住宅に甚大な被害を及ぼすと思われまますので、根本的な解決、つまり天井川の河床の切り下げなど、100年の大計を持って改修されることを要望します。

最後に、自主防災組織の充実について質問します。

私の住んでいる小野地区では、各地区に施設消防隊が組織され、火事や豪雨時の対応に当たってきました。しかし、3年前の大災害や台風による停電には、全く対応できませんでした。

防府市御当局でも、各自治会に自主防災の組織化を呼び掛けられ、多くの自治会単位で自主防災組織ができたと聞き及んでおります。規約を作成して連絡網を整備するなど、形式的要件も必要でしょうが、自主防災組織が実際に機能すること、自主防災組織の中身、役割が充実することが災害時に不可欠だと思います。

そこで、自主防災組織のその1、防府市から避難勧告が発令されたり、豪雨や台風で身に危険を感じた場合、直ちに近くで一時的に逃げ込むことのできる待避避難所を自治会単位で、自治会みずから指定するよう指導すべきと思います。

いかがでしょうか。自治会の皆さんが、土砂災害や洪水のハザードマップなどで危険箇所や安全な場所を検討することは、防災意識の高揚にも役立つと思います。

質問その2、ひとり暮らしの高齢者や障害者などの、災害時要援護者の支援体制づくりを行政と地域で構築することです。

災害時要援護者の台帳、リスト、マップを自治会単位で作成し、自治会長や民生委員、地区社協の役員がその情報を共有して、要援護者の安否の確認、避難勧告などの情報の伝達、災害時の避難や支援の体制を確立すべきだと思います。

個人情報保護や自治会、地区社協の協力など、解決すべき課題はたくさんありますが、これらは、ぜひともクリアして、災害時要援護者の支援体制を確立すべきと思いますが、御当局の御見解をお尋ねいたします。

質問その3は、市が開設した避難所の運営の件ですが、運営の一部を自治会へ委ねたらという提案です。

自主避難や一過性の一時的な避難所の開設は別として、実際に多くの被災者が長期間避難すると想定される場合、その地域の方が給水や弁当の配食、あるいは会場の清掃など地域で果たすべき役割がたくさんあると思います。あらかじめ取り決めた協定により、自治会へ避難所の運営の一部を委ねたらよいと思いますが、御当局の御見解をお尋ねします。

質問その4は、防災訓練の実施です。

自主防災組織で連絡網や役割分担を取り決めておいて、実際に機能しなければ、絵に描いた餅に帰してしまいます。やはり、防災訓練を繰り返し実施すべきではないでしょうか。

防災訓練には、情報伝達訓練、避難訓練、初期消火訓練、応急手当訓練、給水給食訓練など、多様な訓練がありますが、これら訓練内容を詳しく解説したチラシやパンフレットを作成配布の上、自主防災組織などへ防災訓練を推奨されたらよいのではないかと思います。御当局の御見解をお願いいたします。

最後の質問ですが、停電時の給水活動について提案いたします。

これまででも、台風時の停電がたびたび発生しております。停電時でも水道の給水地域には、原則として水道水が供給され、問題はないと思いますが、水道の通っていない地域では、停電によりポンプが動かなくなり、飲み水など、生活用品の確保が必要となります。このため、行政御当局におかれましては、給水車を複数台手配したり、広報車を出したり、大がかりな対策を講じなければなりません。

そこで提案です。未給水地区の各自治会に発電機を配備して、各地区集会所のポンプを動かし、各地区の給水を担っていただいたらよいと思います。自治会の発電機購入費の助成は必要ですが、防府市では、停電時には給水車は要らない、行政が給水活動しなくて済むような災害に強いまちにしたらよいと思いますが、御当局の御見解をお尋ねします。

以上で、自主防災組織の充実についての質問は終わります。

災害時に自分の命は自分で守るという自助はもとより、地域住民が連携して地域の安全を守るという共助の充実は、今後、起こりうる災害に対して非常に有効になると思います。今、進行しつつある公助のハード、ソフトの整備充実と相まって、災害に強いまち防府になることを願い、壇上での質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 大根踊りで名高い陸上の名門、東京農大の陸上部御出身の清水議員の粘り強い、また、忍耐強い、気力あふれる御活動を心より祈念申し上げます。

それでは、質問にお答えさせていただきます。

昨年の3月に発生いたしました東日本大震災のような大規模な災害に対しましては、道路や河川の整備といったハード面でのインフラ整備のみならず、災害による被害を軽減するソフト面での取り組みも重要視されております。

また、行政だけが防災に取り組むのではなく、市民お一人おひとりの取り組みや、産、官、学、民が協力して取り組むことが、いかに大切であるかということが改めて教訓として見直されているところでございます。

本市におきましては、御指摘のとおり平成21年7月の豪雨災害以降、国及び県による砂防堰堤の工事をはじめ、道路や河川の整備など、ハード面での整備といった減災対策を進める一方で、いつ起こるかわからない災害に対しては、まずソフト面の取り組みが重要であり、「防災意識の高揚」及び「防災体制の強化」並びに「地域防災力の強化」といった、3つの事業を掲げて、防災対策の充実を図っているところでございます。

最初に校舎、体育館の耐震化対策についての御質問で、学校施設の耐震化率についてでございましたが、平成23年度末における山口県の小・中学校施設の耐震化率は69.0%で、全国平均に比べ15.8ポイント下回っておりまして、全国順位は46位という状況でございます。

また、本市における学校施設の耐震化率は70.1%で、県内13市のうち7番目という状況でありまして、本年度は5校9棟の耐震補強、2校5棟の改築事業を実施し、耐震化の推進に努めているところでございます。

次に、耐震化計画を前倒しできないかとのことでございますが、本年3月には「防府市立学校施設耐震化推進計画」を改定いたしまして、学校施設の耐震化完了の目標年度を2年前倒しして平成30年度としたところでありまして、今年度以降、平成27年度までに耐震補強により27棟、平成30年度までに改築により11棟の学校施設を耐震化する計画としております。

計画では、耐震補強につきましては、耐震診断による耐震強度の低い校舎から順次実施することとしておりまして、改築につきましては、校舎の建築年度を考慮した上で、耐震強度が低い校舎から順次実施することといたしております。

学校施設の改築は、確かに急を要する課題であると受けとめております。本市では、耐震補強と並行して進めているところでありまして、改築計画の前倒しには、議員御案内の

財政調整基金の集中活用などの財政面も確かに必要でございますが、校舎の建設位置や教室の配置などについて、地域や学校との調整が必要であること、また、耐震補強に比べ大規模な工事となり、設計から工事完了まで1校当たり2年から3年の期間を要することなどの理由により、難しいと考えておりますので、何とぞ御理解いただきたいと存じます。

次に、学校施設の耐震化を災害に対する生きた教材として活用できないかということでございますが、現在、本市の小・中学校においては、地震についてもさまざまな題材を活用して、防災教育を実施しているところでありまして、特に、昨年3月11日の東日本大震災の後には、その教訓を生かした防災教育が行われております。

災害に強いまちづくりのためには、市民の皆様のお一人おひとりが、地震、津波などの災害に備える必要性を強く認識し、防災意識をさらに高めることが真に必要なことであり、また、同時に、児童・生徒が防災教育の一環として、地震発生時における安全確保や避難方法、避難場所について学習することも大変重要なことでございます。

議員から、ただいま御提案いただきましたとおり、学校における実際の耐震化工事の状況を目の当たりにすることができる今こそ、耐震化工事を行う目的や必要性について理解させるなど、児童・生徒の防災意識を高めることができる絶好の機会でございますので、早速、教育委員会を通じまして、小・中学校へ学校施設の耐震化を、児童・生徒の災害に対する生きた教材として役立てることをお願いしたいと考えております。

次に、住宅用火災警報器の全戸普及についての御質問にお答えいたします。

全国では、住宅火災におきまして毎年1,000人を超えるとうい命が失われ、その6割が就寝中の逃げおくれによるものであることから、火災の早期発見を目的として消防法が改正され、新築の住宅では平成18年6月1日から、既存の住宅においては平成23年6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務化されたところでございます。

本市におきましても、設置の義務化以降に、住宅用火災警報器を設置したことによりまして、警報器の発する警報音を聞きつけたその家にお住まいの方や、近所にお住まいの方たちが、火災を早期に発見し、大事に至らなかった事例が、平成23年には3件、平成24年には5件ありまして、住宅用火災警報器の有効性について再認識いたしましたところでございます。

平成24年6月の統計によりますと、全国における住宅用火災警報器の普及率は、77.5%で山口県においては82.4%となっております。

本市における普及率は85.5%で、県内においては上位から2番目にランクされており、さらに、65歳以上の御高齢者のお宅におきましては88%の普及率となっております。

3年前に住宅用火災警報器の普及率100%の目標を掲げ、戸別訪問による設置促進を図るとともに、防災イベント、防火に関する出前授業、防火診断の実施など、懸命の努力をしておりますが、未設置の住宅につきましては、さらに啓発活動を実施し、設置の促進を図ってまいりたいと存じます。

次に、防潮堤の整備についての御質問でございましたが、まず漁港海岸の高潮対策につきましては、高潮対策事業を継続的に実施しているところでございますが、特に、平成11年9月の台風18号による高潮被害の発生以降、被害の大きかった向島地区から西浦、中浦、富海、そして牟礼地区の順に「漁港海岸高潮対策事業」により、護岸のかさ上げ、消波ブロックや逆流防止施設の設置、陸閘整備など、海岸保全施設の整備を実施しております、本年度の牟礼地区をもって完了する予定でございます。

次に、農林海岸における高潮対策として、平成16年度から県営海岸保全施設整備事業によりまして、西浦新開作地区の堤防1,400メートルについて、かさ上げや補強工事が行われておりまして、平成26年度には事業が完了する予定でございます。

今後の予定といたしましては、西浦干拓及び大道干拓の堤防のかさ上げ、補強工事が行われると聞いております。

次に、勝間地区の海岸における高潮対策として、県が平成19年度から、入間川の防潮水門と排水機場の築堤工事を実施しておりまして、平成27年度に稼働する予定となっております。

また、河川の高潮対策といたしましては、県が平成23年度から大道地区横曽根川のJR鉄橋から上流の河川高潮堤防について、築造工事を実施しております。

次に、土石流対策についてお答えいたします。

最初に、土石流警戒区域への対策工事の着手基準と中期的な整備計画についてでございますが、土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害から市民の皆様の生命を守るため、土砂災害が発生する恐れのある区域を明らかにするために、県により指定されたものでございます。

この指定をもとに、土砂災害ハザードマップを作成いたしまして、市民の皆様に土砂災害が発生する恐れのある区域の周知と、警戒区域にお住いの皆様には、事前に避難場所を御確認いただくなどの避難体制の確立等を目的としたソフト対策でございますので、砂防堰堤の中期的な整備計画等については定められておりません。

しかしながら、平成21年の豪雨で土石流により被災した30カ所への砂防堰堤の工事が、国及び県により実施され、順次、砂防堰堤が設置されております。国及び県により実施されております砂防堰堤のうち、国施工の5カ所、県施工の23カ所につきましては、

本年度で完成する予定でございますが、残り2カ所につきましても平成25年度には完成する予定となっております。

また、本年度から富海石原地区からの御要望によりまして、土石流の危険箇所に対する砂防堰堤の整備のための現地調査を県が実施しております。

本市といたしましては、今後も土砂災害危険箇所への砂防堰堤等の整備を、国及び県に要望してまいります。

次に、砂防堰堤の維持管理についてのお尋ねでございましたが、砂防堰堤に堆積した土砂につきましても、国または県により、適時取り除きを行うなどの措置をするよう聞いております。

市といたしましては、今後とも引き続き国及び県に対しまして、適正な維持管理に努められるよう、その都度要望してまいりたいと存じます。

また、御要望におとどめになられました河川予算の充実につきましては、治水はまちを治めるものの責任でもございます。地域の住民の皆様方の御協力等、克服すべき課題、あるいは財政財源の確保など、気になることが数々ございますが、しっかり受けとめ、大きな政策課題とさせていただきたいと存じます。

最後に、自主防災組織の充実についての御質問でございましたが、答弁の順序が若干、御質問の順と異なる点があるかと思いますが、御容赦いただきたいと存じます。

まず1点目の、一時的な避難所についてでございますが、現在、本市では、公民館や福祉センターなどの自主避難所を含めると、市が指定する避難所として市内に80カ所、また災害発生時に、そのような指定避難所等へ移動するまでの間の公園、広場、緑地等のオープンスペースとしての一時避難所が29カ所ございます。

しかしながら、災害時には指定避難所までの距離が遠いため、避難するのに時間がかかったりする場合には、まず近くで安全を確保するための場所が必要となる場合がございます。

そこで議員御指摘のとおり、市が指定する避難所とは別に、自治会や自主防災組織において安全な場所を検討する中で、災害時にまず地区の方々が最初に集まるといったような、一時的な避難所を定めておくことも必要と考えておりますので、出前講座などで地域に出向く際には、お呼びかけをしております。

また、今後、自治会連合会や自治会等に御協力をいただきながら、そのような一時的な避難所を定めていくようお願いしてまいりたいと考えております。

次に、防災訓練の実施についてでございますが、災害時の迅速な対応のためには、防災訓練を繰り返し実施することは大変重要でございます。事実、災害時には通信網が寸断さ

れたり、火災が発生したりするなど、その都度、さまざまな対応が求められますことから、訓練により事前に経験及び体験するとともに、手順を確認していくことが重要となってまいります。

本市といたしましても、今後さまざまなケースごとに必要となる訓練の内容などについて、市内で活発に活動されている自主防災組織での実例や課題などをまとめ、市広報の特集記事やホームページへの掲載をはじめ、チラシやパンフレットといった周知の方法についても検討してまいります。

次に、避難所の運営についての御質問がございましたが、昨年3月に発生した東日本大震災では、多くの避難所において、避難されている方々みずからが運営に携わっておられました。

本市といたしましても、避難所の運営におきましては、避難しておられる方々の御協力をはじめ、地域の方々の御協力も必要不可欠であると考えております。

今後、防府市地域防災計画の見直しを予定しておりますので、避難所の運営の一部を自治会へ委ねるなど、地域との協力体制についても見直し、災害時に避難所の運営が円滑にできるようにしてまいりたいと考えております。

次に、災害時要支援者対策の御質問がございましたが、今年度から民生委員児童委員によります高齢者の実態調査に合せまして、災害時安否確認表の作成をお願いしております。

今後、高齢者だけではなく、災害時に支援が必要となる要援護者の方々のデータを共有し、地域で活用できるようにするとともに、災害時には自治会や自主防災組織といった地域との連携によって、災害時要援護者の方々への支援が迅速にできる体制を構築したいと考えております。

次に、停電時における対応についての御質問でございますが、台風などの大規模な停電発生時におきましては、水道の給水地域に限らず、未給水地域へも上下水道局等の給水車での対応を考えております。

また、未給水地域の各自治会に発電機を配備するとの御提案につきましては、自主防災組織が結成している場合に限られますが、防災資器材の購入費補助といたしまして10万円を限度に、購入費の2分の1を補助することとなっておりますので、その中で発電機なども対象として考えておりますので、そういった制度の活用も御検討いただければと考えております。

また、電源の確保につきましては、発電機はもとより今年度から市で購入した電気自動車の6台も役立ててまいりたいと考えておりまして、これからも停電時の電源の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 13番、清水議員。

○13番（清水 浩司君） 御丁寧なる御回答いただきまして、大変ありがとうございました。

特に、耐震化の工事に関しては生きた教材として、教育委員会のほうに伝えていただくということもお聞きいたしまして、大変期待しております。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、13番、清水議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、17番、山下議員。

〔17番 山下 和明君 登壇〕

○17番（山下 和明君） それでは、通告の順に従いまして質問させていただきます。公明党の山下です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

防府市議会議員選挙が11月11日に施行されました。当日は1日中悪天候で、投票率は52%と、前回より6%の低下となりました。悪天候とはいえ、大ざっぱですが、10人に5人しか投票されなかったことについては、政治への不信、不満が背景にあるのでしょうか、当事者、我々市議会議員もこのたびの投票率を真摯に受けとめていかなければならないと思っております。

具体的な質問に入りますが、後援会活動、また選挙期間中、市民の方々からさまざまな御意見、要望が数多く寄せられました。その中でも多く寄せられた要望、課題について取り上げていきたいと思うのであります。

まずは、期日前投票所の改善と増設についてであります。同質問は、平成22年6月議会で取り上げているところではありますが、再度質問させていただきます。

公職選挙法改正によって、平成15年12月1日から期日前投票制度が施行されており、選挙人名簿に登録されている市町、市区町村と同じ市区町村において有権者が投票する場合、要件を緩和する形で新しく設けられ、選挙の投票日に投票できない有権者が、告示日の翌日から投票日の前日までの期間において投票することができる制度であります。投票時間は、原則として期間中の毎日午前8時30分から20時までの、平日、休日も同じ時間帯となっており、本市も同様の対応がされているところでもあります。本市の期日前投票の適用は、平成16年7月11日に施行された参議院選挙からで、同制度が施行され8年が経過し、このたびの市議会議員選挙が15回目で、今行われております12月16日投

票の衆議院選挙で16回目を迎えます。

そこでお尋ねをいたします。本市の期日前投票所は市役所4号館2階会議室、1カ所で行っていますが、県内市町の期日前投票所は166カ所で開設しており、期日前会場も20カ所を超える市もあります。本市の期日前投票者人数も増加傾向にあり、平成21年8月30日執行の衆議院選挙では1万2,000人を超えており、その後の参議院、県議選、先月執行の市議選でも1万人を超えており、投票者に占める割合も20%を上回る状況下となっております。

11月10日土曜日、期日前投票に来られた市民から、1階のロビーまで列ができ、混み合うことや、待機時間が長いことで、中には帰られた方もいたようで、現状に則した期日前投票所に改善できないのか、期日前投票所の増設はしないのか。その状況を何ら改善しようとしめない対応に怒りを感じると、苦情の意見が寄せられました。

また、本市の期日前投票所が市役所1カ所としているため、自家用車等の交通手段がない富海、西浦、大道、小野方面の方からすれば、期日前投票所に来られる道のりは何らかの負担にあると考えます。行政機関として期日前投票を推進している立場にある以上、投票しやすい環境を有権者に提供しなければなりません。そこで、期日前投票ができる投票所を市内周辺に何カ所か開設し、そして、どこの期日前投票所でも投票できるようにすることはできないものか、お伺いいたします。

2点目は、投票所の改善についてであります。投票所の多くは、小・中学校の講堂、または屋内運動広場・運動場が使用されていますが、市議会議員選挙投票日11月11日は悪天候で、午後5時30分には薄暗く、6時には暗闇の状態となりました。徒歩で投票に来られた御年輩の方からすると、校内運動場が暗く、足元が確認しにくいとの意見がありました。午後8時までの投票となっておりますので、日が落ちて暗くなる時間帯は、学校の門をくぐって投票所までの間に、投票に来られた住民の方が安全に通行していただけるよう、照明設置を準備すべきだと思いますが、お伺いいたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） それでは、選挙管理委員会事務局からお答えをいたします。

まず、1点目の期日前投票所の改善と増設についての御質問でございます。

御承知のとおり、本市の期日前投票所は市役所4号館2階会議室の1カ所のみとなっております。本市における期日前投票者数の推移を見ますと、制度が始まった当初に比

べ着実に増加しておりまして、今回の市議会議員選挙における投票者数も6日間合計で1万958人となり、特に最終日の11月10日土曜日は、過去最高の2,987人が投票においてになっておられます。このため、長くて15分程度お待たせする場合もございまして、お急ぎの方には大変御迷惑をおかけしておりますので、時間に余裕を持ってお出かけをいただきますよう、また今後、広報に努めたいと存じます。

投票所が少し手狭であることに加えまして、投票場所の変更も困難なことから、対応に苦慮しているところでございますが、受付方法を工夫するなど、何らかの対応策や改善策を検討してまいりたいと思っております。

次に、期日前投票所の増設についてのお答えでございますが、平成22年6月議会における山下議員の一般質問を受けまして、選挙管理委員会におきまして期日前投票所の増設について協議をいたしました。協議の結果、選挙管理委員会として、まずは市内の二、三カ所で期日前投票所を増設する方向で検討することといたしました。ただし、その前提として、期日前投票所の増設には二重投票を防止するための対策として、期日前投票システムの導入と、各投票所間で期日前投票の状況が瞬時に把握できるネットワークを構築する必要がございまして、そのための予算化も必要となります。

そこで、予算化について検討をいたしました。平成24年度についてはホストコンピュータの更新や、住民基本台帳法の改正に伴う作業がございまして、期日前投票システムの導入は困難ということでございまして、予算化は見送りとさせていただきました。

なお、県内の他都市を見てみますと、合併前の市町の期日前投票所をそのまま使っている事例が多く、本市と下松市のように合併を行っていない市では、期日前投票は1カ所である、そういう状況でございますので申し添えさせていただきます。

選挙管理委員会といたしましては、25年度以降の期日前投票所の増設について引き続き協議しておりましたが、その後の新たな検討課題として、投票区の区割りの見直しと、それに伴う投票所の見直しを行う必要が生じたので、その見直しに合わせまして、また今回の市議会議員選挙のように期日前投票所が混雑する場合もございまして、期日前投票所の増設箇所についても選挙管理委員会でも再検討を行うこととしておりますので、しばらくお時間をいただきたいと思います。

いずれにしても、今後、高齢化社会の到来が予想されることから、選挙人の皆さんが投票をしやすい環境を整えていくことがますます必要となります。こうした意味からも期日前投票所の増設について、前向きな検討を続けてまいりたいと考えておりますので、議員におかれましては御理解のほど、よろしく願いいたします。

次に、2点目の投票所の改善、具体的には照明設備の対応についての御質問にお答えを

いたします。

現在、投票所の数が市内34カ所となっておりますが、内訳は公民館及びその類似施設が12カ所、小・中学校が14カ所、自治会館その他の施設が8カ所となっております。お尋ねの照明設備の対応につきましては施設によって差がありますので、照明設備が必要と思われる施設には、選挙管理委員会で保有をしております臨時灯を設置して対応しておりますが、数に限りがございますので、十分な対応ができていないというのが実情でございます。特に、小・中学校につきましては暗い箇所もありまして、徒歩でお越しの方にとっては歩きづらい場所もあると思われまますので、選挙人の皆さんに注意を促してまいりますけれども、お早目の投票をぜひお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） それでは、再質問させていただきます。

先ほど、御答弁に11月10日土曜日、約3,000人の方が殺到されたということで、1カ所であるためということで、会場が手狭であるということで、改善の余地が必要だということで検討されるということで。先ほど15分程度のことと言われましたけれど、実際、それは測った時間帯ではないと思うんです。大体そのぐらいだろうと想定しておられるんだろうと思うんです。だから、かなりの時間帯で下のロビーまで、1階のロビーまで並んだと。あの光景を見て帰られた方がいらっしゃる。これは市民に対して大変、私は何らかの、次の選挙において、こういうことがないように努める姿勢というものが重要なんじゃないでしょうか。

今言われた検討したいと、手狭であるという、このことについてどのような検討をして、もう12月16日が、今期日前、始まっておりますけれど、どのような対応を考えていらっしゃるのかお願いします。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 今、議員おっしゃいましたように、大変申しわけないことだと思っております。

一応、2階が1カ所ございまして、1階はロビーということでございますので、これは対応といたしましてもなかなか限りがございますが、一応、今、今度16日の選挙、一応15日が土曜日でございます。そのときにまた混雑が予想されるということもございますので、今考えておるのは、一応番号札を皆さん1階でお渡しして、どうしても宣誓書を書いていただくという、これが必ず必要になりますので、そこをまず1階のロビーのところ、土曜日ですから閉庁なのでそこに机が置けますので、そういうところに置いて、そこでま

ず書いてもらって、それから上に上がっていただくと多少時間が短縮できるのかなというふうに、今考えております。

ただ懸念するのが、上で今度また混むということも考えられますので、その辺をちょっと1度やってみて、臨機応変にその辺に対応はしたいと思いますが、今考えていることとすれば、少し早目に書いていただいて、やっていただければ多少時間が短くて済むのかなというふうなことを考えております。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 一番いいのは、期日前に来られて待機せずにずっと投票できるというか、そういう状態が一番求められるわけでありまして。高齢者の方々においては、やはり長時間立って待つということは大変負担にもなるかと思っております。できるだけその辺は改善、まず知恵を出してお願いをしたいと思うんです。

期日前投票所の増設について市長さんに伺いたいんですけど、答弁では前向きな検討をしていくというか、そうした姿勢は伺えるんですけども、平成22年の6月議会に同様の質問をいたしておいて、あれからもう2年半が経過しておるわけでありまして。こういった正式な市の選挙管理委員会に諮問をするというか、こういったことというのはされないのか。要するに、この増設について適正な増設のあり方というか、そのときにも選挙管理委員会で協議していくというふうな答弁も返ってきているんですが、その点どうなんでしょう。よろしくをお願いします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御存じのとおり、選挙管理委員会はその職務の関係上、独立した機関でもございますので、議員からも諮問ということで投げかけてみてはどうかという御指摘であったかと思うわけですが、先ほどの事務局長の答弁にもありましたように、電算システム、あるいは二重投票の防止というようなことにおけるクリアしなければならない大きい問題が1点、それから私、これ、非常に個人的な思いつきに近いようなことで恐縮なんですが、特に今回の市会議員さんの選挙のような場合には、極めて地域性の高い選挙のような気が実はいたしております。

本来、市会議員さんですから、全国区、市内全域が市民が選ばれるエリアになるわけなんですけども、えてして、今申されたような地域では、その地域だけ期日前投票所があるということは、逆に期日前投票所のないところから見ますと、何か不公平が生じてしまうのではないかというような、これはもう私の個人的な思いでありますけども、そういうことなどもあれこれ考慮しなくてはならないことではないかと。

それから、合併した市とそうでない市とのことについては、先ほど事務局長さんのほう

から話がございましたのであえて付言をいたしません、などなど、いろいろ考慮した上で、諮問すべき事柄であるかどうかについても、しっかり検討してまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 私は、富海、西浦、大道、小野方面というふうに限定して質問しているわけではありません。こういった方々が、要するに交通手段がない、市役所まで来られる、この負担が何らかあるじゃないかということで、1カ所を分散して、どこの期日前投票所でも投票できるような、そういったシステムを設置すべきだと、そういうことを2年前も御提案申し上げているわけでありますので、別に小野だ、大道だ、西浦だとか、そのように限定して質問しているわけじゃありません。

そこで、先ほど選管のほうでも協議されたというお話でありましたけれども、市内3カ所とかいったような検討もしてみたというような話もありましたけれど、場所については、またとか、再検討したいとかいうような御回答があったんですが、前向きな御意見、受けとめてはおるんですけれども、あるなら今のどの会場、期日前会場でも、例えば3カ所になって、市の会場を入れて4カ所と。どこの会場でも期日前ができるというような、そうした検索システム、不正を防ぐとか、こういったシステムのネットワークも必要だろうと思うんですが、これへの、24年度は電算等々のことも含めて困難であったという御回答でしたけれど。例えば、そうしたシステムを構築するには、どの程度の予算が費用として要するのか、伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 今のお尋ねでございますが、一応システムとして導入する費用、これは初期投資が、これまだ見積もりといたしますか、大ざっぱな状況でございますが、約1,600万円ぐらい。それから、その中に御承知のように、防府の場合は住民投票条例がございますので、その住民投票の場合も期日前投票を準用しますので、それがやっぱり400万円ぐらいあります。それは含まれて1,600万円ぐらいなんです。それと、あと選挙ごとに、いわゆるネットワークを組んだり、当然職員の費用とかもそういうのを含まれますと約200万円ぐらいですか。これは選挙ごとにかかります。大体そのぐらいの費用は必要かなと思います。

それと、今は3カ所、本庁入れたら4カ所ぐらいの感じでやっていますが、あともし将来的に増やしていこうとすれば、やっぱり1カ所追加で100万円ぐらいはかかるかなというような感じでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） こういった、どこの期日前投票所でも投票できる、また不正を防ぐ、そういうシステムの導入についても1,600万円ということで、選挙ごとに200万円、1カ所増やすごとに100万円ということは、2,000万円以内でこういったシステムも、こういった仕組みもできるということですので、そんな困難な状況じゃないと思うんですね。やはり、県内下松市と防府市比べれば、合併がなかったということもあるんでしょうけれど、要するに地理的、範囲的に防府市は下松と比べて膨大に広い面積も擁しているわけでありますので、できれば同委員会でこういった、私が今、質問しているような期日前投票所を何カ所か設置できるように煮詰めていていただきたいと思うんです。次期の市長選挙なのか、県議会議員選挙なのか、その辺をきちんと明確にして、そのときにはまず、この箇所とこの箇所で導入できるというような具体的な目標を決めて、協議を煮詰めていただきたいと思うんです。2年6カ月前にも同様の質問をしておりますけれど、ほとんど回答は変わってないということですので、1度限りの、選管に協議を諮るだけではなくて、再々このことも協議を重ねていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、投票所の改善のことなんですが、市内の投票所は34カ所、小・中学校の屋内運動場だとか講堂を使っているのが14カ所ということであります。日落ちが早いところですので、その辺は配慮をしていただいて、特に雨が降りますと足元がかなり大変になりますので、特に5時半から6時の間、行くときには多少足元が見えても、帰りは非常に暗いという、運動場を要するに斜めに歩いて、車で行くのは少々ええんです。歩いて行かれる方がいらっしゃる以上、そういった運動場を照明で明るくしていただきたいというふうに要望しておきますので、お願いします。

この件は、以上です。

○議長（行重 延昭君） では、続いてどうぞ。

○17番（山下 和明君） 次は、雨水浸水対策についてであります。国内各地で異常気象による局地的なゲリラ豪雨や集中豪雨が頻繁に発生し、被害総額も甚大であることは御承知のことです。

去る昔は、防府市でも主要河川から用水路が張りめぐらされていて、田畑の耕作に用水は必要不可欠なものでありました。当時は田畑が遊水池の役割を果たしていましたが、しかし、宅地開発や店舗進出によって駐車場等の整備にアスファルトが使用され、年を追うごとに市街化区域では田畑が開発等によって消えてしまい、そうしたことから、最近は用水を分配していた水路に宅地開発等によってあふれた雨水が流れ込んでおり、本来は用水

を配分する水路に集中豪雨の雨水を取り込んでいること自体、水路の形状や構造からして支障が出るのも当然であります。しかし、機能が果たされていない旧態依然の水路も多く存在し、それらに改良、改善が図られていないのが実態であります。

そこでお尋ねいたします。大きな工事予算を伴う河川改修については、基地周辺対策事業で実施していますが、市街化区域内の小規模の河川、水路の改善、改良を求める要望は届けられているようだが、予算がついてこないのか、依然として手がついていない状況下であります。高潮対策も護岸のかさ上げ、消波ブロック等々が整備され、まずは一段落し、今後は耐震対策に予算配分が多く向けられようとしています。しかし、集中豪雨等で起こる浸水被害のほうが発生確率として高いことは言うまでもありません。市民から、雨水浸水対策への取り組み強化を求める要望も多いと思いますが、それらに対し、市街化区域内の雨水排水路への整備はどう図られているのか、現状をお伺いいたします。

2点目は、それらの要望に対する改良改善を図るには、どの程度の予算が必要と試算しているのか、お伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えいたします。

まず、最初に市街化区域の雨水排水路の整備状況でございますが、市街化区域内では宅地化の進行とともに遊水池の役目を果たしておりました田畑が、御指摘のとおり減少してきているのが実情でございます。

近年、異常気象によりまして局地的な集中豪雨等が発生した場合、雨水が水路へ急激に流入するため、既存の水路では流水をカバーしきれず、浸水被害が拡大してきているところでございます。そのため、市民の皆様からの浸水被害軽減のための措置や、水路改修等の御要望も年々増加してきております。

本市といたしましては、御要望や御相談等があれば、すぐに現地調査を行い、軽微なもの、緊急性を要するものにつきましては、可能な限り維持工事や修繕等により対応しておりますが、予算の確保だけでなく、現地の状況もさまざまございまして、全ての御要望等に即時対応することは困難な状況でございます。

また、河川拡幅工事などにつきましても、沿線に住宅等が密集している場合など、用地取得や建物移転などの難題が発生し、工事着手までには至らないケースもございまして、非常に苦慮しているところでございます。

こうした中、本市といたしましては、抜本的な浸水対策の検討を行う必要性を痛感しておりまして、平成24年度に河川港湾課内に雨水計画を担当する係を設置いたしまして、

現在、市街化区域内における雨水計画の見直しを行っておりまして、時間が少々かかりますが、平成26年度には新たな雨水計画が策定できるという報告を受けているところでございます。

計画策定後は、新たな雨水計画に基づく浸水対策を年次的に実施していくこととなりますが、市街化区域内の浸水被害の軽減を少しでも図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、市民からの要望に対応するための予算についてのお尋ねがございましたが、現在、浸水対策事業といたしましては、市内15カ所の雨水排水機場の運転・維持管理費のほか、公共下水道の雨水排水路築造工事及び河川改良・改修工事費などが主たる事業として上げられ、予算のほとんど全てをこれらの事業に投入しているのが実情でございます。

本年度も、市街化区域内において、市民の皆様から24件の新たな御要望や御相談がございましたが、雨水排水機場や公共下水道雨水排水路などの補助事業を優先して取り組んでおります関係上、全ての御要望等にお答えすることは、ことしも極めて難しい状況にございます。

そのため、これまでも行っておりますが、市民の皆様から御要望や御相談をお受けした際には、必ず現地を調査した後、危険度や緊急度などを判断いたしまして、優先順位をつけた上で、年次的に予算措置を行うことが精いっぱいであるというのが実情でございます。こうしたことから、これまでお応えできていない御要望等につきましては、施工方法などを検討した上で、できるだけ多くの御要望にお応えできるよう、努めてまいりたいと思っております。

また、最後にお尋ねがございましたが、どのぐらいの予算規模が必要であるかというお話もございましたが、その地域地域、その箇所箇所の状況が年々刻々変わってきております関係もございまして、そこらを正確に把握することがなかなか困難であることもあわせ、答弁させていただきたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） このたびの後援会活動の中で、特に小規模の水路改善について多く要望が届いてきたわけでありまして、これらへの水路改善要望も各地域から当局に届いていようかと思えます。これは苦情のことについては地域、箇所によって異なります、確かに。こういう声でした。知らないうちに以前より水量が増していく。以前は、用水路だったんでしょう。水路に勾配がないため、雨水がたまった状態が続くと土砂等が堆積して、機能が低下して悪循環となってしまうとか等々、さまざまなんです。

そこで市長にちょっと伺うんですが、先ほど壇上でも申しました。当時は、田畑が遊水池的役割を果たしておりました。しかし、宅地開発が進んだわけでありまして、そうした遊水池という役割が、機能が失われてしまっている。用水を分配していた水路に、集中豪雨の雨水が、取り込んでいること自体が、水路の形状、また構造からして支障が起きている。これは当然と思うんですけれども、これらについて市長、どのように認識しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほどの清水議員の御要望でもお答えをさせていただきましたが、これも治水の一つで、紛れもなくあるわけでございますが、治山治水はまずは国の専管事項というぐらいに、私は国家、国土を治めていく上において最も大切なことの一つであると、このように認識をいたしております。

我々基礎自治体といたしましては、今申されたような状況の中で、脈々と長年にわたって水を治めてきていたわけでございますが、急激な都市化、あるいは自分の宅地に自分が家を建てることに、あるいは自分が事業所として進出をして、建築確認を得て、そこに事業所を建設し、田畑であったところを、大きな屋根がかかり、雨水が流れ込む。あるいはまた、駐車場で舗装してしまう、そういう事態になっていくことに対して、しならば治水の面からこれを規制する方法があるのか。ないわけでございますが、せいぜい水路を大きくしてくださいねとなるわけで、そうなりますと、今度はそれは上から下へ流れていくわけでございます。

公共が行うような、学校建設のような大規模な公共投資を伴う公共事業の場合には、この水が3キロ先、4キロ先、どのような形で流れていくかまで想定した開発をしていかなければならない義務があるわけでございますが、民の開発行為の場合には、そこまではかからない、大規模なものではないわけでございますが、その小規模なものが幾つも重なることによって、大変大きな問題になっているのが今の御指摘のところであると、このように考えているわけでございます。

したがって、1人、雨水を担当する河川港湾課に対策係を置いたぐらいのことで、これを担当しきれものではない。開発行為、あるいは農業の面からの治水、あるいは部署を大きくまたがって、数課にもまたがったプロジェクトチームをつくって、防府市内の、重点的に勝間地区、あるいは華浦地区、あるいは中関地区、牟礼地区等々、いろいろな弊害が起こっております、新田地区もしかりでございますが、そういう地域ごとの実態把握、そして今後のあり方、ありよう等々をしっかりと精査していかななくては、この水を治めることは極めて大きな課題ではなかろうかと。こんなふうに私は認識をいたしているところで

ございます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 先ほど私が警鐘を鳴らしていること、市長が申されたように、こういった事柄がいわば問題になってきているということで、年々こういった問題が、要するに増してきている。水かさが増すどころか、こういった諸問題が増しているということ認識してもらいたいです。

これは部長にお伺いしますけれど、市街化区域において機能が果たされていない、旧態依然の水路も多く存在しています。ですから要望があるわけです。それらに改善、改良が図られてないというのも、先ほどの答弁でもあったとおりであります。

そこで、小規模の河川、水路の改善、こういった求める要望というのは、古くから、いつごろからのものが手をつけずに積み残されているのか、その点について伺いたと思います。

それとあわせて、要望・陳情件数がどのくらいあるものなのか、伺います。

もう一件。この市街化区域内で小規模河川、それと水路整備に充てられる年間予算というものは、先ほど膨大なことを言われましたけれど、今、私が言っている市街化区域内の中で、そうした住民の要望に対してどの程度の額が、予算が充てられているのか、この3点について伺います。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

ただいまの御質問にお答えいたします前に、私どもの現在の雨水対策に対する取り組み状況ということで、議員の皆様方に御承知おきをいただきたいと思います。

市長、先ほど申しましたように、防府市平野部に流れておる水路、議員からも御指摘もございましたが、古くは農業用の用排水路として利用されてきた経緯がございます。そういったことから雨水対策が不十分であるというところは御指摘のとおりだと思います。

また、海岸部におきましては、いわゆる高潮等の対策、質問も先ほどございましたように、満潮になれば樋門を閉める、排水機場を回す、こういったこともありまして、防府平野の水の処理は非常に難しいところを抱えております。

そういった中、職員総出で天候等も見ながら、雨が来ると想定されれば、いち早く総合堰を閉める。潮が高くなると思えば、いち早く排水機場を回す等々のできる限りの措置はとっておりますことを、まずもって御理解いただければと思います。

それで、御質問の御回答に移らせていただきます。

現在、これまでも各議会で御質問のたびにお答えをしてきたこともございますので、多

少前回と数字的なずれがあるかと思いますが、今回、御質問いただきましたことで、改めて精査いたしましたところ、要望の、例えば積み残し件数、それと実施までに、例えばどのぐらいかかっているか、要望を受けて何年かかっているかという御質問でございますが、市街化区域内の市民の皆様方から御要望いただいております、なおかつ、まだ対策工事ができていない案件が、現時点で13件ございます。

これらの御要望に対しましては、できる限り早期に対策工事が実施できるよう努めておりますところですが、やはり災害等により他に緊急を要する事案も発生しますことから、そちらを優先せざるを得ないということで、市民の皆様方に数年お待ちいただくような状況でございますが、13件の内訳をかいついで申し上げますと、平成22年に御要望いただきながら実現できてない箇所が3カ所、23年度に御要望いただきながら、同じようにまだ実現できてない箇所が4カ所、それと24年度に入りまして、先ほど市長の回答にもございましたが、要望総数24件、いただいていたところでございますけれども、一応、現時点までに多少の実施もできておりまして、6件残っております。

これらを合わせまして、現時点で13件残っております。今、要望の年度も申し上げましたように、やはり対策工事を実際に実施するまでには2年ないしは3年を要しているというのが現状でございます。

続きまして、そういった要望を実施、処理するための予算額についての御質問でございますが、これをお答えするにつきまして、こちらでちょっと試算をしてみましたので御説明をさせていただきます。

これら、まだ対策工事が実施できてない13件の総事業費につきまして、概算ではございますが、今回、算定いたしてみたところ、約9,000万円程度になろうかというふうに思っております。そうした中、今年度は河川維持工事に3,000万円、単独市費河川改良工事に3,500万円、都市下水路の維持工事費として300万円、これ本年度の予算書の中にも記述をさせていただいておりますが、そういった貴重な予算をいただいておりますので、これらすべての予算を現在残っております市街化区域内の水路改修に投じたとしても、予算ベースで言えば1年半程度はかかるのかなというふうなところでございます。

土木都市建設部、河川港湾課といたしましては、来年度も、今年度もしくはそれ以上の予算確保に努めてまいりたいと考えておりますので、そういった状況にありますことを御理解いただきますよう、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 実際には、こういった要望に対して予算を充てるといっても、

なかなか思い切った地域住民の要望どおりにはなっていない。いわば予算額にしても充てられる額も、何十万程度で下張り、底張りをする、修理をする、そういう状態の中で、要するに勾配を解消して河川幅を広げたくても広げられない予算、現実には。そういったものが、先ほどから言ってるところに充ててきたくても充てられない。要するに単市で全部つぎ込まなければならない。大きな予算は、社会資本何とかとかで、基地防衛の県のああいっただもので補助予算がつかますから、大がかりな予算、できますけれども、こういった、要するに、昔活躍した水路が、今、改善しなければならないと、声が地域住民から上がっているんです。しかし、今言われるように、件数はとか、先ほどの概算予算、このくらいかかりますと言われますけれども、実際のところは、本来やらなければならない、やりたい部分というのはもっと大がかりな予算が必要だと思うんです。私はこういうものを、今手をつけていかなきゃいけない時期じゃないかなと思うんです、今こそ。

それと、基本となる雨水計画の推進、先ほどお話がありましたけれど、見直しを図っていくという、先ほど24年でしたか、この雨水計画、26年には新しい計画を策定していくというお話があったわけですが、であるなら――私、担当者に聞いたんです。そのベースとなる基本的な、この雨水、または浸水対策の計画書というものはあるのかと聞いたんです。そしたら、あったのはこの公共下水の計画、いわば執行地図、平面図、この雨水版があるわけでありまして。これを見ても非常に分かりづらい。聞いてもなかなか具体的な返答が返ってこない。私は基本的に計画書というものをつくるべきじゃろうと思うんですけれど、その点、市長さんどうでしょう。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほどもお答えをいたしておりますが、箇所箇所において、地域地域において、日々刻々状況が変化しております。御存じのとおり、開発行為はそれぞれの権利をもってできるわけでございまして、そういうあんばいの中で、ちゃんとした計画書をつくったとしても、それはまたすぐ修正を加えていかななくてはならない、またそれを加えていく上においては水利組合、あるいは河川管理等々においていろいろな議論をまたそこで加えていかななくてはならないということで、非常に難儀な問題であると思うんですが、やらねばならないと思っております。

天然の恵みを、もしかしたら予定どおりいけば、来年からメガソーラーによって天然の恵みを年間約1,000万円、20年間にわたって頂戴できます。この天然の恵みは、天然の対策に使おうではないかというような提案も私なりに部内ではしているところでございまして、まずはそれなりの予算をキープ、確保した上で、喫緊の課題である雨水対策に取り組んでいかななくては、この問題は到底解決できない課題ではないかと、そんなふうに

も考えているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） もう時間も少なくなりましたのであれですが、例えばこの図面からしますと、先ほど市長も治水対策という言葉が発せられました。中心市街地のほうから、水というものは新田方面、浜方方面に、水は下りてくるわけです。そうした地域はゼロ地域のところも多くて、いろいろな問題が生じてきているんです。開発ごとが進んだりして。これ、いつつくられたのかわかりませんが、こういった立派な地図だけはできてます。

しかし、この自力排水区だとか、新田第2排水区だとか、こういった排水区、排水区と地域、きちんと分けてらっしゃいます、地図では。では、この地域はいつまでやるのか、どういった方法で幹線を通すのか、今ある幹線になぜ通せないのかとか、いろいろな問題が、担当者とやっても、やりとりしてもきちんとした答えは返ってこないんです。

ですから、こういった平面図だけではなく、計画書として基本的なものをつくった上で、何年度までにはここの地域の雨水、治水対策でもいいですよ、そうしたものをやりますと、こういう幹線も入れましょうと。それから、今、私が言ってるような内容の小規模河川、用水を、今まで取り込んでいた水路を整備をしていくというか、そうした整合性を、文書として、この地域はいつ、この地域はいつというふうに定めてやらないと、ただ絵に描いた餅になってはいけんわけですから。

これが具体的にいつまで、ことが進むのか、公共下水のほうは、前々回ですか、私、質問しましたけれど、平成30年には大道方面も含めて完了したいだとか、ちゃんとした計画、プランがあるじゃないですか。これも同時並行して、このプランは進んできてたはずなんです。でも取り残されて、しかも、さっき言ったような弊害がどんどんそういった地域に広がりつつあるということ認識してもらいたい。部長さん、どうですか。私が言ってること、間違っていますか。要するに専門職として、その辺の、最後、総合的に、どうぞお願いします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 改めまして、お答えさせていただきます。

議員の御指摘、何ら間違っているということは思っておりません。先ほどから申し上げますように、雨水計画の見直し、必要な作業というふうに理解しておりますので、私どもも雨水計画の見直しを、今一生懸命進めようとしているところでございます。今後の、今実行性のある計画をという御提案だと思います。そうした見直しを行う中で、全体事業費がどのくらいかかるのかというようなことも、これから私どもの中では考えていくべきこ

とと思っておりますので、ただいまいただきました御意見を私どもの心にとめまして、作業を進めながら、また議員の皆様方、地域の皆様方にも計画の進み具合とか、計画の検証結果についてもできるだけ、また御説明、御公表もさせていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 市長、どうぞ。

○市長（松浦 正人君） 議員御指摘のとおりでございます。これは大きな、極めて大きな政策課題として、私が受けとめさせていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 山下議員。

○17番（山下 和明君） 先ほど質問の中に入れてましたけれども、確率として、震災というか、そうした耐震政策にも力を入れていかれようとしております。これは大変必要なこととは思いますが。しかし、この防府市で確率として、災害が起こりやすい環境が何かといえば、こういった問題であろうかと思うんです。

御承知のように、消費税も2015年に8%、10%と上がってきます。御承知のように3党合意の中でそれまでに景気対策をやると、これから大方政権につくだろうという枠組みの人たちは、防災減災対策として大がかりな公共事業も、選挙が終わればすぐにでも補正を組んでいくという、景気対策が先だ、景気対策なくして消費税を上げることができないんだという3党合意があるわけですから、そういう背景を考えたら、そういう時期を迎えているということを考えて、先ほどの雨水対策のプランを早く煮詰めていただきたいことと、先ほど住民からの多くの要望のある、そうした小規模の河川、水路も対応を同並行で予算が組めるようお願いをしたいというふうに、強く要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、17番、山下議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後2時44分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年12月13日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 本 久 江

防府市議会議員 安 村 政 治